

令和 8 年 3 月 玉川村議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 3 月 9 日（月曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（１２名）

１番	小 針 善 誠 君	２番	堀 越 美 保 君
３番	佐久間 福 男 君	４番	円 谷 兼 一 君
５番	岩 谷 幸 雄 君	６番	大 羅 将 君
７番	須 藤 安 昭 君	８番	林 芳 子 君
９番	飯 島 三 郎 君	１０番	三 瓶 力 君
１１番	石 井 清 勝 君	１２番	小 針 竹千代 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	小 原 幸 春	会 計 年 度 任 用	須 藤 智 恵 子
---------	---------	-------------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	塩 田 敦 君
企画政策課長	添 田 孝 則 君	住 民 課 長	大 越 健 一 君
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	増 子 広 行 君	健康福祉課長	坂 本 敬 君
健 康 推 進 担 当 課 長	廣 瀬 亜紀子 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	小 針 達 夫 君
地域整備課長	小 針 武 彦 君	遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君
教 育 課 長	塩 澤 春 美 君	学 校 等 整 備 対 策 室 長	須 田 潤 一 君
公 民 館 長	高 林 浅 輝 君		

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（小針竹千代君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 円 谷 兼 一 君

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員の発言を許します。

4番、円谷兼一議員。

〔4番 円谷兼一君登壇〕

○4番（円谷兼一君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告した内容について質問させていただきます。

商業の活性化につながるための取組について。

全国での商店街の衰退理由は、大型店の進出やインターネット通販の普及による競争激化、経営の高齢化と後継者不足、人口減少、そして、商店街自体の魅力不足などが挙げられ、変

化の対応の遅れなどが一つの原因になっていると言われております。

また、消費者のニーズ不一致が深刻な問題となっております。

本村においても40年前の商店の数は、須釜地区でも20軒以上ありました。しかしながら、現在は玉川村全体でコンビニエンスストア・スーパーマーケットなどを除いて15軒程度になっております。個々の事業者においては、それぞれの努力を重ねておられますが、個人の取組だけでは限界に来ているのではないかと考えます。商業の運営も個人だけに任せるのではなく、村としても新しい取組をして、商業の発展・活性化に取り組んでいただきたく、次の3点について伺います。

1点目、これまでプレミアム商品券事業を実施してきましたが、この商品券は村内で何店舗程度において利用されているのか、また、発行総額に対する利用率はどの程度になっているのか、その利用状況について伺います。

2点目、これまで取り組んできた商業の活性化につながるプレミアム商品券事業などの施策について、地域経済や村内商業にどのような効果が表れているのか、その成果について伺います。

3点目、村内の既存商店や小規模事業者の維持・活性化に向けて、現在どのような支援策を行っているのかを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 皆さん、おはようございます。

4番、円谷議員のご質問にお答えいたします。

商業の活性化につながるための取組についてであります。2点目のプレミアム商品券事業による地域経済や村内企業への効果等につきましては、プレミアム商品券は取扱加盟店と使用期間を限定することで、これまで村外で購入していた生活用品等を取扱加盟店での消費に誘導するとともに、使用期間における消費喚起が図られることから、商品券使用期間における村内消費の底上げに効果があったものと考えております。

また、平成19年度からこれまでに販売されたプレミアム商品券では、20%から40%の金額が商品券に上乗せされていたことから、新たな消費活動の誘発・促進につながっていると考

えております。成果といたしましては、令和6年度事業を例に挙げますと、使用可能期間となっていた7月から12月までの6か月間に、総額2,991万7,500円が村内の取扱加盟店において使用・消費されていることは、地域経済にとって一定の成果であると考えております。

3点目の村内小規模事業者等への支援策につきましては、村では小規模事業者向けの支援として、中小企業融資利子補給金事業を実施し、事業者が日本政策金融公庫などから事業資金を借入れをした際に、玉川村中小企業融資利子補給金交付要綱に定める期間について、利子の補給を行っております。また、中小企業が経営合理化のために必要となる借入れについて、安心して借入れができる環境を整えるため、福島県信用保証協会の保証料負担を軽減する制度資金を設け、中小企業の経営支援を行っております。

そのほかにも村内における消費喚起を促すための事業として、住宅リフォーム支援事業を推進しながら、村内住宅関連事業者の利用を後押しし、村内における需要の創出と拡大を図っております。

また、村商工会が実施する創業支援事業や事業承継支援、経営支援事業などの村内事業者向けの各支援事業等について、積極的に参加する環境づくりを後押しするために、商工会に対して事業運営のための補助金を交付し、各種商工会事業を支援するなど、地域経済の振興を図っております。

その他のご質問につきましては、産業振興課長より答弁させていただきますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 産業振興課長。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 小針達夫君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（小針達夫君） お答えいたします。

1点目のプレミアム商品券の利用店舗数及び利用状況につきましては、物価上昇に対応するため商工会が実施した直近2年間のプレミアム商品券事業の実績については、令和5年度は、110の事業者が取扱加盟店として参加し、77事業者で商品券が使用され、利用率は99.68%となっており、9,718万7,500円が村内で使用・換金されております。

また、令和6年度では、110の事業者が取扱店舗として参加し、61事業者で商品券が使用され、利用率は99.73%となっており、2,991万7,500円が村内で使用・換金されております。

○議長（小針竹千代君） 4番。

○4番（円谷兼一君） 私が通告した1点目についてのことで再質問させていただきます。

村民にとっては、家計にとっても助かる事業となっております。今後も続けていってほしいと思われていますが、しかしながら、数値的に見ると数多くの事業者で換金されていますが、商

業者から考えると、相当の偏りがあるのではないかというふうに感じます。そのあたりの認識はあるかどうかお聞きします。

○議長（小針竹千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（小針達夫君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

使われている事業所について偏りがあるのではないかについての認識があるかのご質問でございましたが、実際にこれまでの商品券事業の使用された店舗を確認しますと、どうしてもスーパーであったりとか、大型店舗のほうが多く消費される傾向があると認識しております。小さな店舗でも使っていただけるような工夫は必要なのかなとは考えております。

○議長（小針竹千代君） 4 番。

○4 番（円谷兼一君） 多分そういうふうに答えるのではないかと感じておりましたけれども、なぜ全域に使用されないのかななどをよく考えて検討する必要があるのではないかというふうに思いますので、今後そのようなことを少しでも広められるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2 点目の再質問させていただきます。

村内だけの消費であるため、底上げに効果があったというふうに言われております。それは分かりますが、しかしながら、各事業者がどのくらいの売上げがあったか、どのような結果だったのかという回答をもらうことも必要ではないでしょうか。村長、よろしくお願いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 円谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、議員もお話をされているとおり、商品券等の配布であったり、プレミアム商品券の販売ということにつきましては、一つは住民の皆さんに対しての、消費者の皆さんに対する支援と併せまして、地域経済の活性化につながる、そういう政策だというように認識しているところでございます。

多くの事業者の皆さんに加盟していただきまして、そこで幅広く消費をしていただくことがとても大事だというように考えております。しっかりと加盟いただくような形を商工会とも連携を図りながら取っていきたいと思いますし、ただいま議員がおただしのよう、例えば今回の商品券の配布事業等につきましても、どういう形、結果になったのかという分析を行うことはとても大事だと思いますので、そういう意味ではアンケートなども一つの方法だ

と思いますが、今回販売に当たりましてのアンケートは想定していなかったこともありますので、例えばヒアリング等を実施するなど、次に向けましてどういう結果だったのかという分析は必要かと思うので、その辺につきましては研究してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 4 番。

○4 番（円谷兼一君） やはり村としても、商工会としても、その分析が、どのような分析をして、どのような結果だったのかというところを問題点としてどういう対策をしていけばいいのかというところを本当に研究していただきたいと思います。やはり事業は、実施したことの実績も大切なんですけれども、やはり対象者、事業者にフィードバックして、次の展開がどういうふうに考えていくのかというところを進めていただきたいと思います。

それでは、3 点目の再質問をさせていただきます。

小規模事業者への支援等が数多くあることは分かりました。いろいろな支援事業がたくさんあるということ、私もここで知ることができました。このような支援はこのまま続けていただき、村内の事業の活性化や地域経済の振興を図っていただきたいと強く思います。

それで、既存商店や小規模事業者全体に効果が出るような仕組みづくりが必要かと思います。プレミアム商品券は必要なので、その事業は継続してもらいたいのですが、別の対策として新しい取組の、これはできるかどうかは分かりませんが、私の考えとして提案をしてみたいと思います。村全体の商業施設で売上げが可能なことを提案したいと思います。1 番目に、玉川村でクックちゃんのキャラクタージグソーパズルなどを制作するというのが第一段階で、ジグソーパズルの台紙を村で販売するか、商工会で販売するかというふうになると思うんですが、お客様はその台紙を購入するということにして、その台紙を買った方にナンバーカードなりをお渡しするということにします。次に、飲食店、飲食販売店、雑貨店などの商業施設にジグソーパズルの 1 種類のものを置いていただいて、そこで購入するような、商品も買ってもらうような、その中身は考えていかなくてもいいんですけれども、そこでしか 1 種類のピースを買えないというふうにしまして、そのお店に置きます。それで、そのジグソーパズルを完成したら、商工会なり、村なりで完成した証として、カードにスタンプなり、そのあかしをするというふうにしてもらって、そのスタンプが押されたカードは、この村で当選くじなどの対象にしまして、このような一連の仕組みをつくれば、多少なりとも商業施設や小規模事業者に役立つのではないかというふうに思うのですが……

○議長（小針竹千代君） 円谷議員をお願いします。

まず、通告の内容に入っていないし、要点をもっと明確に質疑をしていただきたいと思

います。

○4番（円谷兼一君） はい。

これ、そういうふうに持っていければという提案なので、別に違ったとは思っていないんですけれども、そういう役立つと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 円谷議員の再質問にお答えをいたします。

まず、我々常に意識しておりますは、やはりその効果、成果という部分については、常に意識しながら様々な施策には取り組んでいるところではございますし、また、議員がおただしのように、PDCAサイクルというのをしっかりと考えた上で事業展開をしていくということでございます。

今、議員からご意見、そして、おただしのありましたような地域商業の活性化につながるような取組という部分については必要だということは十分認識しております。例えば、昨年開催いたしました中学生みらい議会の中におきましても、村における特産品などをつくって、もっとアピールしてもいいんじゃないかというようなお話もいただいておりますので、今の議員からのおただし、そして、中学生みらい議会から出た意見などもいろいろと考えながら研究してまいりたいと考えておりますし、そういう中におきまして、例えば一つの取組をポイント化する。そのポイントで還元していくというような方法も考えられるかと思っておりますので、もう少し幅広くにいろいろと研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 4番。

○4番（円谷兼一君） 今、村長が言われたように、私が言ったような取組、いろいろな取組があると思うんですけれども、新しい取組をして、村長が前から言われていたように、ポイント制、玉川村独自のポイント制というものを各消費者が得られて、そのポイントを利用して、いろいろな活用をしていけば、何らかの活性化につながるのではないかというふうに思っております。

今まで質問してきた、私が言っているのは、やはりこういうプレミアム商品券というのは、本当にありがたいことなんですけれども、各商店、小規模事業者にとっては、メリットがあまりないというふうなところも聞いておりますので、そういうところまで隅々行き渡るような、少しでも役立てるようなものにしていきたいという思いであります。小規模事業者、商店街の方々はそういうふうに思っておられますので、今後ともいろいろな新しい取組をして、全体的に役立てるようなものにしていければというふうに思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、4番、円谷兼一議員の一般質問を終わります。

◇ 須 藤 安 昭 君

○議長（小針竹千代君） 次に、7番、須藤安昭議員の発言を許します。

7番、須藤安昭議員。

〔7番 須藤安昭君登壇〕

○7番（須藤安昭君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました内容について質問をさせていただきます。

テーマは、集中豪雨による排水対策について。

近年、線状降水帯や、いわゆるゲリラ豪雨の発生が増加し、全国各地で深刻な水害が相次いでおります。

本村においても例外ではなく、特に西部地区では、太陽光パネルの設置や住宅地・商業施設の開発、さらには休耕水田の増加に伴い、これまで雨水を一時的に貯留してきた田んぼダムの機能が低下しております。その結果、集中豪雨発生時には、雨水が短時間で用水路や道路側溝へ流入し、排水能力を超えた水があふれ出すことで、宅地への浸水被害が発生している状況であります。

今後、同様の被害を拡大させないためにも、以下の2点についてお伺いいたします。

1、玉川中学校周辺においては、村道中－16号線の路面排水に加え、同路線沿いの山林開発地から流出する雨水が1か所に集中しており、集水枥や側溝の排水能力を超えた水があふれ出す状況が生じております。その結果、下流域における宅地等に浸水被害が発生している現状であります。こうした状況を踏まえ、今後、村としてどのような対応を講じていくのかお伺いいたします。

2、小高字北畷地内のドラックストア南側の当該地域においては、用排水路の下流部水路が直角に屈曲している上、上流の水路よりも断面が小さい構造になっていることから、降雨時に流下能力が不足し、被害が生じている状況であります。近隣の稲荷畷地区では宅地造成工事も行われていることから、今後、雨水流出量の増加による被害拡大が懸念されます。当該地域一帯を視野に入れた広範囲な排水計画及び水路設計が必要であると考えます。村とし

での認識と今後の対応方針について伺います。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 7番、須藤議員のご質問にお答えをいたします。

集中豪雨による排水対策についてであります。1点目の玉川中学校周辺における下流域宅地への浸水被害に対する今後の村の対応につきましては、村道中－16号線の道路側溝等排水施設は、計算上、隣接する林地開発地を含めた流域の流下能力をクリアしておりますが、度重なる大雨に備え、一部集水桝の嵩上げを行いました。

しかしながら、昨年9月の予想を超える豪雨の際などには、集水桝を超えてあふれ出てしまう結果となりました。

今後の対策といたしましては、下流域宅地への被害を防ぐため、玉川中学校敷地の排水が流れ込む集水桝の拡張を行い、その後の状況によっては、排水構造物全体の見直しについても調査してまいりたいと考えております。

2点目の小高字北畷及び稲荷畷地内の排水計画・水路計画につきましては、小高字北畷地内ドラッグストア南側の用排水路については、直近では昨年9月9日の豪雨の際に現地を確認いたしまして、須藤議員ご指摘の状況も把握をしております。

この用水路には、道路排水や宅地などからの雨水流入をはじめ、泉郷川上流の御城堰から農業用用水として取水した水も流れ込んでおり、大雨時における堰の水門の開け閉めなどは、小高区において管理することになっております。

しかしながら、突然の豪雨の際は、開閉操作が迅速に対応できない場合もありますので、雨雲レーダー等の情報をいち早く入手し、小高区との連絡を密にして情報の共有を行い、水門の管理徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、下流部用水路の直角に曲がる構造や入替えにつきましては、用地取得等も必要となることから、受益者や地権者などの話も伺いながら検討する必要があると考えております。

また、隣接する稲荷畷地区においては、個人による住宅新築や遊水地における集団移転地としての造成工事が行われ、宅地からの排水も増加することになりますので、同地域の排水計画につきましては、遊水地の内水処理と併せ、調査してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 7番。

○7番（須藤安昭君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に中地区の件なんですけど、中－16号線の路面排水、山林からの排水、玉川中学校からの排水施設は、計算上、流下能力をクリアしているということでもあります。今後は、集水ますの拡張や構造物全体の見直しを調査したいとの答弁がありましたが、いつまでに結論を出すのか、どういうつもりなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（小針武彦君） 須藤議員の再質問にお答えします。

先ほども村長のほうから答弁がございましたが、まずは今ある集水桝の拡張を行いまして、その後の状況を見ながら、適切な時期に検討、調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 7番。

○7番（須藤安昭君） 結論は適切な時期、そういう回答でしたよね。何か私の要求とはちょっと違うような気はするんですが、次に、対策と期限を明確にしないと、毎年浸水の危険と不安が払拭されません。住民に対して説明が必要だと思いますが、その考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおりだと思います。いつまでに何をやるんだという部分が明確じゃないと、村民の皆様方も安全に安心した生活ができないというのは当然かと思っておりますので、ただ、答弁させていただいたところが基本でございまして、まずは集水桝の拡張を行って、その状況を見ながら全体的な見直しについても調査研究してまいりたいという考えでおりますので、その集水桝の拡張につきましては、今いろいろと予算等々を調整しているんですが、可能な限り年度内にこの工事を行いたいということで進めておりました。ただ、今、繰り返になります、予算との兼ね合いもございますので、なかなか年度内が難しい場合については、令和8年度がスタートした早い段階で対応したいというふうには考えております。

○議長（小針竹千代君） 7番。

○7番（須藤安昭君） 明確な答弁、了解しました。

次に、中－16号線の整備について、当時の中区長に話を聞きました。それによりますと、令和3年12月10日、中区財産委員会総会にて中－16号線の整備に係る経費、それから、排水路整備に関する説明を地域整備課より説明があったと、そのように聞きましたが、それはど

んな内容だったのかお知らせください。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（小針武彦君） 須藤議員のただいまの令和3年12月10日の説明会の詳細につきましては、ちょっと今の段階で私正確にお答えすることはできませんが、中－16号線の整備に伴う流末水路の整備について、当時説明があったとは伺っております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 7番。

○7番（須藤安昭君） 今の答弁に対して、私のほうで補足するのはいかがとは思いますが、このときの内容については、16号線の排水に関わる説明は、1つ目が県道空港西線への排水、2つ目には竜崎三ツ池方面への排水、3つ目には今説明を求めている中－16号線沿いに排水、この3つの計画が報告あったと。さらに、その3つ目の中－16線に対しては、令和3年度調査設計、そして、その内容はあそこの3か所からの雨水の合流地点から玉川田村線沿いに流して、さらには、中村池からの大排水路に排水する。そして、その内容については12月の議会の決議ということで報告があったと。そのように伺っていますが、そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（小針武彦君） ただいま須藤議員からお話の内容でございますが、排水計画につきましては、現在も頂上から北側については空港西線へ排水、一部については三ツ池のほうに農業用水として、今のところ流しております。もう一部については、これがほとんどなんですけれども、玉川・田村線のほうへ流れる計画となっているのは間違いございません。

○議長（小針竹千代君） 7番。

○7番（須藤安昭君） つまり、中－16線の企画の段階から排水に課題があるということは認識していたと、そういうことですね。確認です。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（小針武彦君） 中－16線の計画時に課題は認識していたのかということでございますが、計画時におきましては、道路施設の計画なんですけれども、いわゆる3年確率というのを採用しまして検討しております。近年ますます激しい短時間豪雨が発生しております、そちらについて、結果的にあふれ出してしまうという状況になっておりますが、今後の激しい雨の状況に備えて、また調査して、改修できるものについては改修していきたいと思っております。

○議長（小針竹千代君） 7 番。

○7 番（須藤安昭君） その時点で小針課長は担当していなかったと思うんですが、この説明会で図面をもって説明し、なおかつ中区には迷惑をかけないと、そのように約束したと聞いております。これはどうですか。確認です。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（小針武彦君） その当時の説明会、図面等で詳しく説明させていただいて、中地区には迷惑をかけないというようなその話があったかどうかというのは、私ちょっと認識しておりません。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 7 番。

○7 番（須藤安昭君） それでは、5 年前の話ですから、その当時の議事録だったり記録を確認していただきたいと思います。

そういう約束したかどうかの事実の確認は置いておいて、5 年前にそういった調査設計をしているにもかかわらず、いまだにそれが進んでいないというのはなぜかというのか、どういった理由があってそういう状況になっているのかお尋ねします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

道路等を建設する場合につきましては、当然、機能面や周辺の状況もそうなんですけど、例えば排水でしたり、流末処理についてもしっかりと検討したうえで、市町村の整備計画を作っていくことは一般的な事業の進め方となっています。

そういう中で、先ほどご説明させていただきましたとおり、計算上は一応大丈夫なそういう数値になっていた。ただし、近年、自然災害の頻発化、激甚化ということがありまして、当初想定されないような大雨等の場合につきましては、当初の想定を超えるような被害が出ているのもまた事実でございます。それに対応するために、これまでも一部集水桝の嵩上げなどを行ってまいりました。ただ、それでも超えてあふれ出しているような結果もありますので、今回答弁させていただきましたとおり、集水桝の拡張を行い、その状況を見ながら、さらに全体の見直しが必要であれば、その辺の部分につきましても調査研究してまいりたいというふうに答弁をさせていただいたとおりでございますので、これまでも何もやってこなかったわけではなくて、当初の計画を超えてしまった分析の対策はしてきており、今後の部分につきましても、集水桝拡張等を行いながら、必要に応じて全体的な見直しも研

究してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 7 番。

○7 番（須藤安昭君） 何で進まないのかなというような部分については、私なりに、もしかすると用地取得というか、用地交渉がうまくいっていないのかなんていうことを自分なりにはちょっと予想というか、そんなことで考えておったんですが、仮に用地補償というか、用地取得が進まないのであれば、道路面を掘削して、道路の中に水路を通すなんていうことも、お金、予算の関係もあるんでしょうけれども、技術的には何ら問題のないことかなとそうのように考えております。

それで、1 つ目の結論なんですけど、今後全体の見直しを調査したいと、そういう冒頭そのような話があったんですが、そういうこと言っている時期ではないのかなと。即着手する時期ではないのかなと、そのように考えております。

続いて、小高区の関係の再質問をします。

答弁では、用水路の小高区管理責任が前面に出た答弁と受け止めました。もちろん大雨が降れば、水路の水量は当然増えます。しかし、現地というか、御城堰は構造的に一定量を超えればオーバーフローするし、水門は常時フルオープンしているわけではありません。この水路の部分と、それから、高いところの御城地区や西屋敷地区、さらには南畷、北畷からの雨水、そしてアオキの建屋、駐車場からの排水が合流して、宅地への浸水となっております。住民の方にヒアリングしました。それで、18 年前に住宅を建築したんだけど、ここ 3 年くらいがひどくなってきたと。それは、ちょうどというか、アオキの開店と符合します。特に店舗北側からの雨水流入はアオキ開店後であるということが明らかだと、そのような言葉ですか、そういう話を伺っております。

ここから質問なんですけれども、アオキの建築許可に当たっては、雨水処理、排水処理計画、それはどんな基準で、どういう審査をしたのか伺います。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（小針武彦君） ただいまの須藤議員のドラッグストアの建築の際のいわゆる開発行為なんですけれども、これは県に出されていまして、村では意見書という形で出しております。その中では、詳しいその数値とかは申し上げられませんが、排水計画は県の基準によって、許可となっております、その際、計算上はクリアしている状況でございました。

○議長（小針竹千代君） 7 番。

○7 番（須藤安昭君） 基準は県で持っているということなので、ちょっと具体的な数値は突

っ込めないんですけれども、一般的に1時間当たり100ミリとか、あるいは百年に一度とかの降雨強度というのは珍しいことではなくなって、頻繁に発生していますので、県に対してなんですが、そういった基準や審査については現状に合っているのかどうか、妥当であるかどうかも含めて県のほうとやり取りをしてほしいなと思います。

それから、遊水地の代替地の造成が進んでおります。その全体像も見えてきて、その排水路も見えて分かるようになってまいりました。あそこは約70アールの水田が宅地となり、それに伴って急激な増水が予測されます。ここの地区は上流からの排水に加えて、向久保地区、中畷地区、稲荷畷地区からの排水も加わって、そういった状況にあります。具体的に今後どのような対策を進めるのか、もちろん詳細は決まっていないと思いますけれども、考え方、進め方を伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、稲荷畷地区につきましては、造成工事に入っておりますけれども、大きく変わってくることは当然に予想されております。先ほど答弁させていただきましたとおり、全体的な部分につきまして大きく変わってまいりますし、遊水地という部分につきましての内水処理問題もありますので、その辺と併せまして、これから国の福島河川国道事務所等と連携を図りながら調整してまいりたいと考えております。

なお、おただしいただきました様々な問題、課題の部分につきましては、我々も十分に認識しております。先ほどご提案をいただきました、県の今許可となっています開発行為等につきましても、実状の部分についてというお話をいただきましたので、それにつきましては、県中建設事務所とまちづくり意見交換会ということで意見交換会も催しておりますので、そういう中で改めてこの実態についてはお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 7番。

○7番（須藤安昭君） ただいまの答弁の中で、遊水地の内水処理問題というか、それと併せて調査してまいりたいというような答弁をいただいたんですが、国にげたを預けるような、そのような答弁に取りまして、何か村の意思が感じられないというふうに私は受け止めました。

現状のあの地区の排水路の流末、末端は、稲荷畷の、あそこは南部信号踏切というんですけれども、そこのところの開渠、水路、あそこにみんな集中するんです。今後、排水が停滞

し、水郡線が冠水するという事とも十分に予測されます。ここの部分の改良ともう一か所、線路を横断する新たな排水路を造ることを国、ＪＲに強く申し入れてほしいと思います。答弁をお願いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

答弁の中で、我々が国にげたを預けているというような答弁というふうに捉えられてしまったのであれば、それはとても残念なことでありますが、どうしても国、県、市町村の役割分担というのが当然ありますが我々は基礎自治体といたしまして、住民の皆様に寄り添った形で取り組んでいきたい。そして、課題があれば、それをしっかりと県、国に対してものを申し、それを解決していくというのが我々の役割だというふうに十分認識しております。

やはり遊水地の問題につきましても、もう総論の話ではなくて、一つ一つの課題を明確にして、それを具体的にどういう形で解決していくのか、どういう形になれば住民の皆様方にとって満足いただけるか、そういう形になっていくかという部分につきましては、これからもししっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そういう中におきまして、ただいまおただしの件につきましても、大きなご意見をいただいたというふうに認識しておりますから、国のほうに対しても具体的に説明をさせていただきまして、その中でどういういい方向が見つかるかにつきましては、一緒に調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） ７番。

○７番（須藤安昭君） 一部ご不快な言葉があったとすれば、おわびを申し上げます。

いずれ、非常に住民は困っております。早急な対策をよろしく願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、７番、須藤安昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休議し、10分間休憩いたします。

（午前１０時５９分）

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前１１時０９分）

◇ 小 針 善 誠 君

○議長（小針竹千代君） 次に、1番、小針善誠議員の発言を許します。

1番、小針善誠議員。

〔1番 小針善誠君登壇〕

○1番（小針善誠君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告している点について質問させていただきます。

小学校統合を含む将来を見据えた学校の在り方についてであります。

本村では、須釜小学校における複式学級の発生が見込まれ、令和7年1月22日、学校の在り方検討委員会より玉川村教育委員会に対し、小学校の統合と中学校の併設を伴う校舎移転との提言がありました。これを受け策定された玉川村統合小学校建設等基本構想が、先日教育委員会より示されたところです。

今回示された玉川村統合小学校建設等基本構想には、義務教育学校の設立も視野に入れるなど、まさに玉川村の教育環境の将来を左右する重要な局面にあると考えます。かねてより、人口戦略の視点から将来を見据えた学校の在り方を検討すべきとの思いから質問をしてまいりました。

この玉川村統合小学校建設等基本構想を基に、今後、政策決定がされ、具体的に推進されていくに当たり解決すべき課題も多いと考え、以下、7点について伺います。

1点目、令和7年3月定例会の一般質問において、村としてICT活用のグランドデザインを立ち上げる計画をしているという教育長答弁がありました。現在どの段階まで進んでいるのか、その進捗状況について伺います。

2点目です。令和6年6月定例会の一般質問において、学校DXアドバイザー事業の活用について提案を行いました。その後、具体的な取組や対応など講じられたのか伺います。

3点目です。現在策定中の第7次玉川村総合計画（案）において、基本目標4、未来を担う人財を育てる村づくりでは、学校教育等に関連して触れられていますが、とりわけ村立学校の教育が担う役割や、総合計画に組み込む趣旨について村長の認識をお伺いします。

4点目、近年、都市部から地方へ教育移住を希望する世帯が増えています。本村の現在の教育環境を資源としてどう評価されているのか伺います。

5 点目です。玉川村統合小学校建設等基本構想における基本方針では、中学校も統合した義務教育学校の建設を視野に、小学校 2 校の統合を目指すこととしています。早い段階で義務教育学校を設立して、文科省の教育課程特例校の指定を受けるなど、例えば 9 年間を通じた独自の英語教育や、村の資源を生かした探究学習を正規の授業として組み込むべきと思いますが、教育長の見解を伺います。

6 点目です。同一敷地内に小学校・中学校を併設した場合と、教職員が一つの組織となり、9 年間を見据えた一貫した指導体制が構築できる義務教育学校とした場合を比べたとき、移住を検討する保護者にとって、どちらがより魅力的な教育環境として映ると考えるか伺います。

7 点目です。今後早い段階で具体的に政策決定をし、基本設計のフェーズへ進んでいくものと理解しています。現在の学校の在り方検討委員会の構成は、地域の代表や保護者など当事者の声を聞く体制は整っていると考えます。しかし、教育長並びに各学校長を除いては教育課程の編成や、最新の義務教育学校の経営モデルに精通した学識経験者や専門アドバイザーはいません。村の 100 年の計となる学校づくりを専門的な知見なしに進めることは、将来の子供たちに対して十分に責任が果たせるか、客観的なデータに基づき、全国の成功事例を導入できる外部の専門家を基本設計前に招致すべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 1 番、小針議員のご質問にお答えをいたします。

小学校統合を含む将来を見据えた学校の在り方についてであります。小学校統合を含む今後の学校施設整備につきましては、本年 1 月に策定した玉川村統合小学校建設等基本構想において、中学校を統合した義務教育学校の建設を視野に、早期に小学校 2 校の統合を目指すことを基本方針としています。

今後、現在の出生数による児童生徒数の推移や厳しい財政状況等を慎重に見極め、基本設計において、より具体的な施設整備の内容を決定していくこととしております。

3 点目の第 7 次玉川村総合計画（案）に村立学校の教育が担う役割を組み込む趣旨につきましては、総合計画（案）では、基本目標の 4 つ目として「未来（あす）を担う人財を育てる村づくり」を掲げております。

「むらづくりは人づくり」と言われるように、地域が持続的に発展していくためには、次代を担う人材の育成が不可欠であり、教育行政はその役割を担っております。

この目的達成のために村立学校の教育が担うべき役割は、大変大きなものと考えておりますので、教育内容や施設整備についての考え方を村の最上位計画である総合計画に組み込むことで、村の今後の玉川村を担う人材の育成や学校教育への基本方針を村内外に示すとともに、教育委員会のみならず、村全体として取り組むことを目指してまいります。

7点目の基本設計前の義務教育学校の経営モデルに精通した外部専門家等の招致につきましては、現段階において、義務教育学校の創設時期が決定しておりませんが、客観的なデータはもちろん、先進校の取組を参考にし、玉川村の実態や村民の願いに即した準備計画をしなければならないと考えております。

義務教育学校の創設が決定し、準備の段階になりましたら、実際に学校経営を行っている先進地の視察研修の実施、創設経験者や有識者のご意見・ご指導をいただく場面も必要となる場合もあるかと思われまます。現在、基本設計前の専門家の招致については考えておりませんが、必要に応じてオブザーバー等としての参画については研究してみたいと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長より答弁させていただきますので、ご了承をお願いします。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

〔教育長 岡崎寛人君登壇〕

○教育長（岡崎寛人君） お答えいたします。

1点目のICT活用のグランドデザインにつきましては、昨年6月、ICTを活用した効果的な学習活動の推進を図ることを目的に、代表学校長、担当教諭、教育委員会事務局職員を構成員とする玉川村学校ICT推進部会を設置し、各学校のICTに関する現状把握と課題分析等により、グランドデザイン策定のための情報共有を行ってきたところであります。

現在、グランドデザインの策定に関し、原案の作成に取り組んでおり、年度内の策定に向け、鋭意作業を進めております。

このグランドデザインにより、今後はより具体的な事業計画を定め、次年度から本計画に沿って各種施策に取り組むことで、ICT教育の推進を図ってまいります。

2点目の学校DXアドバイザー事業の活用につきましては、令和5年度より、学校DXに係る専門アドバイザーとしてICT支援員を配置することで、教職員のICTに関する技術と知識の向上を図っているところであります。

今後、さらなるサポート体制の充実を図るため、次年度におきましては、現在のＩＣＴ支援員の配置を継続するとともに、玉川村が地域活性化起業人制度により協定を締結しているＩＴ企業の専門的ノウハウも活用することで、教育の質の向上に向けた取組に努めてまいります。

４点目の、現在の本村における教育環境資源としての評価につきましては、現在の玉川村の教育は、豊かな自然や歴史、文化を基盤として、学校、家庭、地域の連携を図り、心身ともに健康でたくましく社会の変化を見据えた生きる力をもつ幼児・児童・生徒を育むことを目標に、園小中連携の下取り組んでおり、この教育環境は資源としても活用できるものと考えております。

このことは他の教育移住先進地における学習内容を見直した英語教育や小中連携プログラムの実施による子育て世代の移住促進事例、島や海、山といった恵まれた自然環境を生かした取組と比較すると、質の違いはあるものの、幼児から中学生までの連続した期間で連携した学習環境が整備されれば、そのこと自体が教育資源の魅力につながるものと考えております。

今後、玉川村では統合小学校などの建設により、こども園、小学校、中学校間の連携が強化されるだけでなく、社会教育とのさらなる連携も可能となることから、総合的な教育環境を生かした村独自の教育プログラムを実施することが教育移住につながる資源となるものと考えております。

５点目の早期に義務教育学校を設立しての村独自の教育環境の整備につきましては、現段階において、早期の義務教育学校の創設は決定しておりませんが、小学校統合の後に、中学校を統合し、義務教育学校開校という選択肢を考えた場合、それまでの準備期間において、情報収集や先進校視察を実施するとともに、有識者や経験者の助言をいただき、本村の実情に即した、本村ならではの学校づくりに適した魅力ある教育課程編成を実施したいと考えております。

例えば９年間の見通しを持った英語教育や、総合的な学習の時間における探究学習をさらに深めていく活動のほか、ＩＣＴ教育の効果を高める授業づくりなど様々な実践が可能になってきます。

また、従来の小学校、中学校の教育課程にも変わらぬ重要なものもたくさんありますので、新しい学校づくりのための教育課程の編成作業は、時間と労力を要するものと考えられます。

小学校統合の形態については、今後、基本設計で具体的に決定いたしますが、必要に応じ

て教育課程特例校指定に関する調査研究を含め、あらゆることを想定して準備を進めてまいりたいと考えております。

6点目の小中学校併設校と義務教育学校を比較した場合の魅力的な教育環境につきましては、まず、同一敷地内の小・中学校の併設については、施設一体型を前提に考えており、これは同一施設内に小学校・中学校が入ることで、小学校・中学校の独立が保たれつつ、施設の共有や合同、連携という教育活動の工夫がしやすいというメリットがある形態です。

一方で、義務教育学校の場合、同一校舎内に小学校前期課程、中学校後期課程を連続した9年間の一つの学校として教育課程を組むことにその特色があります。この9年間においても、2つに分ける場合または3つに分ける場合など柔軟な教育課程の組み方が可能となります。主な内容面としては、先ほど述べたように、英語教育、ICT教育、探求学習など、連続したテーマの教育課程を組むことで、ほかでは見られない特色ある学校をつくり上げることも可能となります。

このように、小中学校の併設校と義務教育学校の比較については、それぞれにメリットがあるものと考えておりますが、いずれの場合でも、本村では、こども園や公民館などの社会教育施設とも連携することで、園小中に通う子どもたちだけではなく、多世代交流、地域交流を行うことが可能という特色も生かすことで、子育て世代や地域の人たちから見ても、本村で暮らす大きな魅力につながるものと考えております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 1 番。

○1 番（小針善誠君） それでは、再質問させていただきます。

今回の質問ですけれども、基本構想の策定を経て、今後どのように政策決定がされてかじを切っていこうとされているのか。基本構想の中にもマクロな感じで全体的なロードマップのようなものは示されてはいたものの、ミクロな部分では詳細の決定がこれからされていくような内容だったと認識しています。その意味も含めて、そのビジョン、今後村がどのようにかじを切っていこうとしているのかといったところについて、そのビジョンをある程度明確にしていきたいと、いただきたいというような側面も今回の質問には持っているのかなというふうに認識しています。

まず、村長の答弁にありました厳しい財政状況を慎重に見極めていくといったような内容、この点については私も非常に重要な点だと認識しています。やはりお財布については、今後の財政状況も踏まえ、将来的に借金をするにしても、そういったものがいつまでに返済がで

きるのかとか、そういった点も深く見据えて議論は進めていかななくてはいけないのかなというふうに認識はしております。ただ、この場では一旦あえて財政の課題は置いておいて、今後の方針決定に向けて、質問を通じて議論を進めていっていただきたいというふうに考えています。

まず、冒頭の進捗について伺った点なんですけれども、今2点伺った進捗について、2点目の学校DXアドバイザー事業についての答弁、教育長からありました。言葉を選ばずに申し上げれば、非常にちょっと残念なものというふうな認識です。というのも、今回の答弁の中では、ICT支援員を導入というふうなものでの対応というふうな答弁だったと認識しておりますけれども、そもそも私の提案したICT支援員の導入と、学校DXアドバイザー事業というものは全く異なる性質のものです。それを同等と捉えていたというところについて、少し落胆をせざるを得ないというふうなところです。

教育長へお伺いしますけれども、検討しますといった中で、文科省が展開している学校DXアドバイザー事業またはそれに関連したポータルサイトが準備されていることなどは、情報共有としてさせていただいた認識ですけれども、この点については調べていただいていたのかというところについて、まずご確認させてください。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） 同一のものと思っているというわけではないんですが、段階として、今、村で取り組んでいるものをまずやって、その次の段階というふうに捉えているつもりです。DXアドバイザー事業につきましては、上部からきている文書等は目を通しておりますし、これはいずれ必要なものだとは思っておりますが、村の段階として、まだそこまで進んでいないというのが本当におっしゃるとおりであります。ただ、計画的に進めることをしておりまして、今後グランドデザインをつくり、次の、今までの設備を整える段階から使う段階に進むという節目に来ていると思いますので、その段階におきましては、今おっしゃるようなことの方角も十分に考えなければいけないと思っております、そういったところで重複する部分をなくすという意味で分けて考えているということですので、同等だからやらないということでは決してありませんので、ご理解ください。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 1 番。

○1 番（小針善誠君） 教育長の答弁、了解いたしました。いずれにしても、その点でお伺いしたい点は、この学校DXアドバイザー事業というものは、全額国費で賄える事業なんです。

活用しない手はないと思うんです。

今ちょっと私、手元に資料持ってきているので、文科省のホームページに記載されている文言そのまま申し上げます。学校D Xアドバイザー事業、本事業は1人1台端末を使った学びが本格化する中、教育の質の向上と効果的な1人1台端末の一層の活用促進に向け、全国の自治体及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の設置者を対象に、専門性を有した有識者等を全額国費で派遣（助言・支援）するものです。ぜひ積極的にご活用くださいと、このようにホームページに記載されています。なので、今、今回グランドデザインを作成して、その着手、実際に学校の中の授業等に、教育課程編成に取り入れていくという段階の前にでも、ぜひ私はこの学校D Xアドバイザー事業というものは取り入れていただきたいなというふうな思いがあって提案させていただいたというところでした。

グランドデザインについても、今年度中というふうにあります、実際学校の教育課程編成というのは、既に次年度の作成というものが着手されているような状況だと思います。学校の計画ですとか、性質上、既に着手されていると。これから出来上がってくるグランドデザイン、これが果たしてこれから完成したとして、次年度の教育課程編成の中に後づけで載せていくいうところについても、若干私のほうでは疑義が残るというふうな印象です。

この2つの点、進捗について伺った意図としては、村の公教育に向き合う姿勢を確認したかったというふうな思いでした。なので、以前に提案ですとか、質問させていただいた中で答弁いただいた内容にどのように着手されて、向き合っておられるのかといったところをお伺いするものでした。ですので、あえてこの場でこれ以上のこの点について深掘りするということについて避けさせていただきたいですけれども、今後この点については注意深く見させていただきたいなというふうに考えております。

そこで、3点目に答弁のあったところに移らせていただきます。

村長から次代を担う人財の育成という点、こちらについても、私激しく同意するところです。それを計画や考え方を村内外へ示すこと、また、あと村全体として取り組む上で総合計画へ盛り込んでいるという意識については理解します。

その上で4点目の質問につながるのですが、答弁の内容にありました自然や歴史、文化といったものは、全国を見渡しても、仮にこの石川郡内を見渡しても、同様の条件ではないかなというふうに考えます。それが決して特色のあるというようなどころではなかなか説明としては厳しいものかなというふうに感じます。

また、幼小中連携、幼稚園を含んでいるところはさほどないかもしれませんが、小

中連携などといった取組については、むしろもう今、当たり前になってきていて、その中身が問われているというのが今の実際なのではないかなというふうに考えます。

ご認識のとおり、ほかの先進的な取組をされている市町村は多くあると思います。玉川村には当然、先ほどの答弁の中にありましたように、海ですとか島といった環境はありませんので、こういったものをつくるというのはなかなか難しいですし、これは数学でいうところの係数を変えるということに等しいんだというふうに理解します。そうではなくて、玉川村のこの環境でも目指せる様々な取組に先進的に取り組んで導入していくこと、これが変数なんだろうなというふうに理解します。そういったことが玉川村の教育もそうですし、玉川村自体をブランド化していける、ブランドにしていけるものだというふうに私は考えるんですけども、そういった点、教育長、見解をお願いします。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまの質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、玉川村は自然についてはどこも同じように豊かなものでありますので、それをあえて玉川村の特色として出すのではなくて、先ほど申しましたように、園小中、それに社会教育、それら全てを教育エリアとして捉えて、生まれた子供が大人になって、お年寄りになってからも一体化できるような教育エリアを設けることで、子供たちの将来を見据えた、地域と密着した人材育成を図るということが一つの魅力になるのかなと。そのために何をするかということは、これからいろいろな環境に応じて考えていくところではありますが、先ほど出ましたような英語教育、こういったものは大きな柱にもなると思います。郡山市などでは、小学校の英語教育を義務づけることで、教育課程特例校の指定を受けておったり、あと、本村が協定を結んでいる玉川大学の所属する玉川学園の小中学校におきましても、この春から教育課程特例校ということでバイリンガル教育というのを取り入れております。そういった先進地区のいろいろな取組を参考にしながら、玉川村の特色を打ち出し、玉川村に来たいな、玉川村で子育てをしたいなという魅力づくりをしていきたいと思っております。今ここでこれがいいということをすぐに挙げることはできませんが、いろいろとアイデアを出しながら、多くの方々のご意見もいただきながら、学校建設に向けてそのような魅力づくりをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 1 番。

○1 番（小針善誠君） 私は玉川村の将来を考えて、観光ですとか、そういったところで村長

が掲げる関係人口を増やしていくというところも非常に重要なポイントではあるとは認識していますけれども、同様に、やっぱり教育の場面でも多くの方々との関わりというものを増やして関係人口を増やしていくこと、これも大きな戦略なのかなというふうに考えています。そういったところで教育のブランドも含めて、玉川村をブランド化していくというところについては取り入れていただきたい考え方なのかなというふうに思いますが、村長のほうで教育のブランド化も含めて、玉川村をブランドとして上げていく点についてご見解をお伺いできればと思います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

私は、地方創生、これはまさに人口減少対策、人口増対策じゃないかなというふうに位置づけております。そういう中におきまして、自然減対策・社会減対策、自然増対策・社会増対策にいかに取り組んでいくかというところがとても重要な視点だと思っておりますので、それは常々申し上げているとおり、総合政策でやっていかないと、なかなかそういう地方創生政策というのはいまいかなというふうにも申し上げてきました。そういう中でも教育という部分につきましては、重要な一面を担っているというふうに考えておりますので、教育長が答弁させていただいたとおり、いろいろな施策、教育に関する施策をやっていくことはもちろんなんですが、それを全体的にカバーしていくような一般行政という部分についても、とても大事になってくる施策だというふうに認識しております。教育も含めた総合政策を一体的に行うことで、玉川村の魅力、ブランド化をつくっていければなというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 1 番。

○1 番（小針善誠君） 村長の前向きなご返答を得られたのかなというふうに感じております。

先ほど教育長のほうから答弁ありました点、5 点目の学校建設等について関連してきます。5 点目の学校建設等については、先ほど教育長から答弁がありましたとおり、一定の考え方があるのだろうというふうな認識ではありますが、私個人としては、学校の目指す教育がベースにあって、その先にその校舎がどのようにあるべきなのかみたいなことをこういうつながりで考えていくことが非常に大切なのではないかなというふうに考えています。小学校の統合は見えていますけれども、早期としている義務学校への移行ですが、これは小学校の統合と同時に進めるケースも踏まえて準備をしていきたいという教育長の答弁だったという認識で、受け止めで合っているかどうか確認させてください。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） 今の質問にお答えします。

義務教育学校ということはまだ結論としては出しておりませんが、私のこれまで申してきたことは、小学校の統合、中学校はそれに遅れて併設するにせよ、小中連携の形は基本的に同じように捉えております。将来的に義務教育学校という選択肢を取る場合でも、それを見越した教育課程を組んでやっていくべきかなと思っておりますので、離れているからいつまでも別々ではなくて、そういったことも踏まえた、将来的なことを見据えて連携した教育課程を組んでいきたいと思っております。

ただ、施設が離れているということで、当初思っていたものと同じような形にはなかなかならないかもしれませんが、それを払拭するような工夫を凝らしながらやっていきたいとは思っております。同一校舎であれば、同じ学校の先生が小学校から中学校に、中学校から小学校に移動できるんですが、やっぱり離れていればその部分はなかなかかなわないと。それを何とか乗り越えるような工夫をしなければならないということで、将来的な目標に何の揺るぎはありません。ただ、その途中経過においていろいろと工夫が必要なので、今こうですということは言えないことがありますので、それはご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 1 番。

○1 番（小針善誠君） 教育長の将来を見越したというようなところにおいて、工夫が必要な点というのは様々多分あるんだろうなというふうに考えます。ただ、この段階で明言はできないにしても、どの段階で政策決定を下していくのかといったことは、なかなかちょっと見えてきていないなど。これから基本設計に来年度着手するというような報告を受けている中であって、ここも含めて、なるべく早めにそういった政策決定がいつされるのか。政策決定がどうなったかという結果も大事でしょうけれども、いつされるのかといったところについて、もう少し具体的に日程を詰めていただいて、説明も含めて公表していただくと必要性があるのかと思います。村長、何かあればご答弁いただけますか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

基本構想におきましては、学校統合の小学校をつくっていく、そして、中学校の在り方をどうしていくかという部分について、それを進めるに当たってどういうことを検討しなければいけないのか、どういう課題があるのかという部分について一定の整理はさせていただ

たと認識しております。

その基本構想を作成する過程におきましても、様々な課題が見えてきたというのも、またこれは事実でありますので、そういう意味では、今回基本設計を発注するに当たりましては、この前ご説明させていただきましたとおり、数年後の中学校を統合した義務教育校の開設を予定しているため、それを踏まえた上での小学校の統合及び放課後児童クラブの併設としたいということが基本的な考え方であります。

あわせて、私は基本設計というのがまさに肝になってくると思いますし、いわゆるこの学校をつくっていく上での本丸だと、そういう位置づけをしておりますので、事業者が決定しましたらば、村としての基本的な考え方というのをしっかりと説明させていただいた上で、事業者と我々との基本的な部分における考え方のすり合わせをしっかりと、そこにある程度時間をかけた上で前に進んでいきたいと考えております。そういう意味では、大きな方向性は、基本設計を検討していく中で決定されるようになるかと私自身は考えております。それがいつの時期になるかという部分については、この場ではまだ申し上げられませんが、一定程度の考え方を示し、すり合わせをして進めていく中におきまして、当然にその途中途中におきまして議会のほうにも説明させていただきますし、村民の皆様方のご意見も聞くようになるかと思いますが、それを踏まえながら、基本設計のある段階におきましては大きな方向性を打ち出して、村民の皆様方にもしっかりと説明できるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 1 番。

○1 番（小針善誠君） 基本設計が肝になるといったような村長のご答弁でしたし、村としてしっかりとした考えを固めていくということが非常に重要になってくるというところの認識は私も一緒ですので、今後そういったところも深く進めていただく中で、多くの選択肢を排除せずに検討していただきたいと考えます。

今回、教育長のほうから教育課程編成の特例校について、私のほうで質問で通告させていただいて触れていただきました。そこによって英語教育の答弁がたまたまありまして、私の手元にまた資料用意していたんですけれども、2月13日の日経新聞のところで、「中3の6割が英検3級以上も 独自カリキュラム1,915校の工夫 データで読む地域再生」といったような記事が載っていました。これは特例校がどのように全国で採択されていて、どのような特色のある教育カリキュラムを編成して執り行っているのかといったものが記事としてされていました。

この中で福島県というのは、全国で言うと、同率のところもありますので、指定校の割合、学校がどの程度、教育課程の特例制度を入れている指定校がどの程度の割合としてあるのかといったところを見ると、福島県は結構高めで11位なんです、7.18%。その下には7.12%と大阪府があったりとか、西日本の教育に物すごく力を入れているような地域が非常に載っていると。そういったところの取組をしている中で、先ほど郡山市の事例もご紹介いただいたように、やはりこういった独自のカリキュラムというものについては取り組んでいくということに何かしらのメリットはやはり出てくるのかなというふうに考えますので、この点深く追求して進めていっていただきたいなと思います。

一方でなんですけれども、次期学習指導要領の全面実施が2030年、周知、移行期間は令和9年度からです、順次。というふうな形に迫ってきています。

これを踏まえて、文科省中教審の教育課程企画特別部会で論点の整理が報告されました。この点、教育長ご存じでしょうか。つい先日、2月19日に文科省のホームページに公開されています。ここには、多様な子供たちを包摂するための柔軟な教育課程の在り方というところが3つ目の項目で触れられています。この柔軟な教育課程の在り方について触れているところでは、今、冒頭申し上げた教育課程の特定校の制度ではなくても、次期学習指導要領の中において、調整授業時数とその時数を裁量的な時間として、授業や指導の改善に直結する研究や研修に充てるといったような内容が明記されています。なので、教育課程の特例校のような指定を受けずとも、これを受けることによって、例えば特例校で申請をしないと独自の自由なカリキュラムに取り組めないといったような弊害も出ているところを、今度の学習指導要領では、全面的にこれを許すというような方向に今変わりつつあるんだなという、今すごくその転換期にあるんだと思っています。なので、こういったことも含めて、教育長、この点についてご存じだったかという点と、こういったことも踏まえて、アンテナ高く向き合っていたかなくてはいけないのかなというふうに思うんですけれども、その辺について、教育長、どのような所感あるか、受け止めをお伺いできればと思います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまの質問についてお答えします。

中教審のことにつきましては、一番最新のものはまだ目を通していないところもありますが、先ほど申しました柔軟な教育課程につきましては、情報を早くから得ておりますので、内容については認識しているつもりです。これにつきましては、30年以上前から言われていることで、実は私は実践してきました。教育課程の総合時数を超えない未履修をつく

らなければ工夫ができるというのはかつてからありまして、実践しているところはあります。ただ、法的に改めて明示されたというのは初めてかと思いますが、義務教育の中での学習指導要領の枠の中で工夫することは、過去においても可能でしたので、実践している学校はあります。そういった事例が積み重なってきて、今回の学習指導要領の改定につながったものと思います。私はそういった取組の経験から、義務教育特例校の指定を受けるかどうかということは明言しないでおりました。ただ、特例校の指定を受けたほうが有利な場合はそれもありますし、受けずともできるものであれば、いろいろと独自の教育課程を組むということも可能なので、それを実践するのもありかなと思っております。

それから、英語教育等につきましても、昔から中学校と小学校は乗り入れ授業ということでも実践して実績を上げているところがありますので、教育課程特例を受けない状態でもそういう実践で成果を上げているところが過去にありますので、そういったものも考えてはありました。ただ、今回、義務教育学校とか、小学校と中学校が隣接するというような案もありましたので、この機会にそれをさらに具体的に進めて、すばらしい効果が上がればと思っております。

あと、最近こども園を見学した中で、体操教育にすごくいい成果が表れており、これが玉川村の教育の特色の一つかなとも思っております。こども園で行われている体操の教育が小中につながっていくと、体づくりという点でほかには類を見ない、面白い教育活動になるのではと思っております。それは全てあくまで一例ではありますが、いろいろな実態に応じて、成果の上がっているものを取り上げながら、それに光を当てて、本当にほかでは見られないような教育課程が組めればというふうに思っております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 1 番。

○1 番（小針善誠君） 教育長が30年前からそういった自由なカリキュラム編成を今後認識として学習指導要領の中にきちんと明記されて進められていくということについては、非常に前向きに受け止められているというところについて、すごく安心したところであります。

逆に、こども園のほうで体操教育といったものが今成果として上げられているという、こういったところの情報は私得ていませんでしたので、逆にその点について勉強させていただいたなというふうに思います。これからはこういったところについて進めていくには、多くの知見も含めて、知恵の出し合いだと思っていますので、ぜひそういったところで意見交換も含めて、情報共有等をさせていただければなと思います。

6点目の魅力的な教育環境について、確かに答弁いただいたようなこと、大切な、とても重要な要素だというふうに思います。先ほど教育のブランド化といったところについても述べさせていただきまし、村長からもその点についての答弁があった認識なんですけれども、この点について、この質問等も含めて、なぜこのブランド化といったところを質問する、述べた、そこの根拠に私の中であるものについては、教育というものを単なる行政サービスという考え方ではなくて、最強の定住とか移住の促進ツールとして位置づけて考えてほしいというふうな思いから述べさせていただいています。

単に校舎を同じ学校に併設するだけでは、外から見れば行政の効率化、コストカットにしかならないと思うんです。ここをどのように戦略的に表に出していくか。一つの例として、義務教育学校として1年生から9年生という9年間を一貫校として見た場合に、こういったかじの切り方を踏み切ることによって、それが新しい教育の形をつくるという村の強い意思を外に、移住者へ出す強力なメッセージになるんじゃないかというふうに考えています。なので、こういった点も踏まえて、今後、資料も含めて考えを深めていっていただきたいなというところであります。

どこにでもある学校ではなくて、あの教育を受けさせたいから玉川村に住もうと思わせる、やっぱり旗印が必要だと思うんです。先ほど創設時期について伺ったところですけども、村長のおっしゃるとおり、玉川村の実態や村民の願い、そういった声に即した計画というのは非常に大事なんだろうなというふうに思います。

ただ、一方で、これからの政策決定においては、合理的根拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMと言われるものです。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、これを推進する必要があるんだと思います。経済産業省なんかでも、そういったものがホームページに、もう政策立案としてこのEBPMの考え方というものを取り入れられているのかなというふうに感じています。

冒頭、学校のDXアドバイザー事業の活用を訴えてきたことというのは、広く知見を村自体に取り入れること、また、それがまさに関係人口を増やす上でも必要ですし、かつ、それが将来の学校の在り方も含めて、今この段階で必要な要素になり得るんだというふうに踏んだので、昨年度提案させていただいたというところでした。

先ほどの答弁で、村長のほうから必要に応じてオブザーバーとしての参画といったようなものがありましたが、今この学校をどういうふうにしていくかというところは、まさにここが踏ん張りどころで、みんなが村の教育の将来に責任を持って対応していくという、このと

きなんだろうなというふうに私理解しています。このままの流れで基本設計の策定へと移行するというのは、若干の不安が残ります。そういったところについては、先ほど申し上げたとおり、段階的に進めていこうと考えていらっしゃるすとか、そういったところの私の考えるところと教育長の考えるところの乖離というものはどうしても生じているのかなというふうには考えますけれども、そういったところで様々な知見を入れるといったところも踏まえて、オブザーバーではなく、きちんとしたアドバイザーなりを置くということも踏まえて、再度検討が必要なんじゃないかなというふうに私は考えています。なので、再度のお伺いになって大変恐縮なんですけど、村長のほうでオブザーバーとしての参画、これは状況に応じてというような答弁でありましたが、積極的にこの段階から、今すぐではなくても、この段階から有識者等を招いて協力を仰ぐといったことを再検討してみていただくということは可能でしょうか。答弁願います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

本日いろいろとご質問いただきまして、やり取りをさせていただく中におきまして、小針議員のほうからもお話があったように、最初に箱ものありきではなくて、どんな教育をやっていくんだ、どういうふうに教育をしていくんだというそういう基本的な考え方がしっかりした上での箱物じゃないかという部分については、私もまさにそのとおりだというふうに思っておりますし、あと、いろいろやり取りさせていただく中におきまして、ブランド化とか、魅力とか資源というお話がございました。これは、私がほかの事業などでもよく言っている、いわゆる玉川モデルというものをしっかりつくって、それを打ち出すことがとても大事じゃないかなというふうに思っておりますし、教育に関しましても、あそこに行けばこういう経験ができるよ、あそこにしかこれはないことなんだよ、あそこに行けばこんな経験もできるし、教育受けられるんだというそういうことをどんどん検討して打ち出していくことがとても必要じゃないかなというふうに考えております。

そして、この専門家の方につきましては、基本設計の前に専門家の招致というご質問でありましたので、その部分について、例えばいろいろな先進事例の所に行って視察をさせていただいたり、ヒアリングをさせていただいたりということによってできておりますし、基本設計を請け負う業者さんというのも専門家であります。教育に精通している専門事業者だというふうに認識しておりますので、基本設計前の招致という部分につきましては、現時点では考えておりません。ただ、いろいろお話をさせていただく中において、オブザーバーという部

分での参画が必要となれば、それは研究してまいりたいなというふうに考えておりますし、これが基本設計を進める段階において、おっしゃられるとおり、例えば検討会の中に専門家という方に入っていていただく中でご意見をいただくとかということが考えられなくもないと思いますので、それは今後の進み方によって様々研究してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 1 番。

○1 番（小針善誠君） やはりこれからのかじ切りについて、我々10年後、20年後、さらにその先の教育といったところについても今責任を負っているというような認識で臨むには、やはり我々だけの感情ですとか、経験ですとか、そういった狭い世界だけで決められるべきではないのかなというふうに考えましたので、今回あえてもう一度検討いただけないかというようなところで訴えさせていただいたところですが、状況に応じてそういったところを積極的に、学校DXアドバイザー、必ずしも教育関連の学校の今の教育の在り方自体を問うものだったりですとか、アドバイスをいただけるものだけではないですし、学校建設等に関してもアドバイスをいただけるようなアドバイザーの方も名簿に連なっておりますので、ぜひそういったところの情報収集していただければなというふうに思います。

私たちがここで今議論させていただいているというところについては、単なる校舎の統合という考え方ではないと思うんです。この村が将来にわたって子供たちをどういうふうを選んで、逆に選ばれる場所なのか、あり続けられるのかといった制度戦略についてだと思っています。なので、小学校の統合を施設の統合に終わらせるだけではなくて、教育の質の向上と村の活性化にどうつながるかというような考え方ですとか、あとは手続的な視点で言うと、併設型としてスタートしたとしても、将来的に連携を深める中で、結局義務教育化に検討する時期が来たときに二度手間になってしまうのではないかというような懸念もあります。例えば、校歌の問題もそうです。今回小学校が統合するに当たって、新しく学校が出来上がる。これを新設学校と捉えるのか、統廃合と捉えるのか、そこによって校歌等の設置についても変わりますが、また後で設置された場合に、今の現状の玉川中学校がそうだと思います。泉中学校と須釜中学校でできて、まだ間もない期間で校歌が制定されましたが、この先に見据えた将来ビジョンを中長期で見た場合に、学校が統合するとまた校歌を制定し直すというようなことも考え得るのかなと。やっぱりこういったところの中長期的な見通しというものを持っていただく必要があるのかなというところも含めて、今回義務教育学校へ移行するほうが合理的なのではないかなと、こう併せ持った2点ありましたので、私のほうからその点強く申し上げたいなというふうに思います。

教育長は、長く玉川村において、当時の泉中学校と須釜中学校、併せて玉川中学校の統合時にも校長をされていたというところで、教育長の発言というのは物すごく重みのあるものだというふうに思います。ただ、一番懸念する点は、それがあくまでも現場感覚というところの域を出ない可能性があるというところです。我々が行っているこの政治というものについては、政治の役割というのは、その感覚は尊重しつつも、さらに高い視点から村の未来をデザインすることというところが我々に求められているのかなというふうに考えています。

なので、ほかにこういった特例校ですとか、義務教育学校にしたりとか、そういったところで教育のブランド化に成功している事例というのはたくさんあります。徳島県の神山町ですとか、島根県の海士町など、テレビでも取り上げているところが非常に多いです。あくまでもこの環境と大きく変わるので、全てが玉川村でも同じく行くと、成功するというところではないとは思いますが、そういったところを多く知見を持っている方々も含めて意見交換、研修等を深めていっていただきたいなと思います。

最後に、財政面一旦置いておいてとは申し上げましたけれども、やはり限りある財源であることや、財政の課題があることというのは忘れてはいけないとも思っています。なので、そこは大事ではあるんですが、今日の主な議論としては、学校がどういうふうなものであるべきなのか、あったほうがよいのか、そういったところが基礎にあって、最終的な決断をする際に財政面を考慮し、建設等をどのようにしていくのかという要素として、最終的に取り入れていただくような考え方でぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。なので、ぜひよりよい将来の玉川村の教育を展開していく、将来を見据えて取り組んでいくといったところについて考えていただきたいなというふうに思います。

以上で、私の質問は終わりとさせていただきます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、1番、小針善誠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、昼食といたします。

（午後 零時02分）

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 大 羅 将 君

○議長（小針竹千代君） 次に、6番、大羅将議員の発言を許します。

6番、大羅将議員。

〔6番 大羅 将君登壇〕

○6番（大羅 将君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、前もって通告をしておきました1件について質問させていただきます。

一般質問答弁後の取組状況の確認についてでございます。

これまで、村の政策や課題に対する考え方や取組について、緊急性が高いものから中長期的なものなど、一般質問を通じて村民の声を直接届けてまいりました。

具体的な事例として、自動体外式除細動器AEDの設置や、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定など、特に緊急性が高いと感じられた質問については、村民の安心・安全を第一に考えた取組や対応の早さから、村長の前向きな姿勢と意気込みを伺うことができます。

須釜村長は任期4年目を迎え、私がこれまでに一般質問を行いました内容について、今後どのような対応や取組をはじめ、調査検討の進捗状況、今後実現する可能性などを確認したいので、以下の6点について伺います。

1点目は、令和5年6月定例会「中学校部活動の地域移行について」で一般質問した、スポーツ格差解消の取組や講じた対応を伺います。

2点目は、令和6年3月定例会「たまかわ防災アプリについて」で一般質問した、被災写真を投稿するルールづくりの取組や講じた対応を伺います。

3点目は、令和6年6月定例会「選挙の投票率向上について」で一般質問した、選挙公報の発行実現の調査検討結果を伺います。

4点目は、令和6年9月定例会「ふるさと納税について」で一般質問した、新規返礼品の取組や講じた対応を伺います。

5点目は、令和6年12月定例会「携帯電話の電波状況改善について」で一般質問した、居住地域以外の不感地帯の電波状況改善に対する、アンテナ設置等の要望の進捗や講じた対応を伺います。

6点目は、令和7年6月定例会「公共施設の予約システムサービスについて」で一般質問

した、公共施設予約システムサービスの一本化の取組や講じた対応を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 6番、大羅議員のご質問にお答えいたします。

一般質問答弁後の取組状況の確認についてであります。2点目の、たまかわ防災アプリにおける被災写真を投稿するルールづくりの取組等につきましては、村ホームページにおいて、令和6年3月7日から、玉川村防災アプリの配信開始とその内容、使用方法について周知をしております。村民の皆様からの被災写真の投稿については、投稿規約を規定しており、著作権や肖像権の侵害等に関する注意喚起や、所有権、複製権等の権利について、村に帰属することなどを同意いただいた上で投稿していただく仕様となっております。

また、投稿いただいた被災写真については、災害発生時の現地の状況として、役場関係各課及び警察、消防など、関係機関と情報を共有し活用させていただいております。現時点では、災害時に村職員が現地確認を行った際に、リアルタイムな現地の情報の収集手段として活用することとしております。

本アプリは、防災行政無線の音声で確認できることや、再度聞くことができることから、防災上大変重要なものであると考えますので、一人でも多くの方がダウンロードし、活用していただけるよう、今後も村広報紙やホームページ等で周知を図ってまいります。

3点目の選挙公報の発行実現の調査検討結果につきましては、選挙公報は、村の各種選挙への候補者情報を住民の皆様へ分かりやすく提供する手段の一つであることから、その実現性について検討を行ったところであります。検討に当たり、近隣町村の対応状況を確認したところ、作成に要する期間の確保が難しいこと、印刷や配布に係る経費負担が大きいことなどの理由により、いずれの町村においても、独自の選挙公報は発行していない状況でありました。

本村におきましても同様に、限られた短い選挙日程の中で、原稿確認や印刷、全戸配布までを確実に実施するための時間的制約や財政負担、行政区の負担の増加といった課題があることから、総合的に勘案した結果、現時点では村主体での選挙公報の発行は行わないこととしたところであります。

4点目のふるさと納税新規返礼品の取組等につきましては、新規返礼品については、寄附を検討されている方の選択肢を広げるために、令和6年10月に「にじのきらめき」、「天のつぶ」の米2品種を新たに追加し、また、令和7年1月には、乙な駅たまかわ内の「OZ THE BAKERY」で使えるクーポン券を追加いたしました。

講じた対応については、寄附金額を増やすための対応として、新たな寄附者を増やす観点から委託先と連携し、前述のように新規返礼品の開発、追加を行ったほか、令和7年11月からは、ふるさと納税ポータルサイト大手のふるなびへの返礼品の掲載を開始しております。

また、寄附のリピーターを増やすため、寄附者に対し、寄附への感謝や村の魅力を送信するなど、再度寄附いただけるよう呼びかけを行っております。引き続き事業者等と調整の上、新規返礼品を順次追加しながら、より多くの方に申込みいただけるよう充実させてまいりたいと考えております。

5点目の携帯電話の電波状況改善につきましては、村内の村民が居住する区域においては、いわゆる携帯キャリア事業者のいずれかの電波が入る状況であり、総務省の定義によると、「村内に圏外の地域はない」こととなっております。しかし、議員からご指摘のありました、認定こども園、たまかわ文化体育館周辺における電波状況の改善については、重点的に関係機関等への要望などを行い、民間事業者によるアンテナ設置へ向け、今まさに進み出している状況にあります。

また、ほかにも、携帯キャリア1社のみしか入らない地域等もございますので、できる限り早期に全ての携帯電話がつながることを目指して、引き続き携帯各社への要望を行うなど、取り組んでまいりたいと考えております。

6点目の公共施設予約システムサービスにつきましては、今年度より協力いただいている地域活性化起業人を活用し、それぞれの施設設置条例や要綱の違い、当時の設置目的などの違いなど、これまでの経緯等も含めヒアリングを実施し、整理・検討を進めた結果、来年度より実証事業として、文化体育館などの公共施設において、予約システムを試験導入する予定としております。

あらゆる分野で時代とともに進化し、多くの方々に選ばれる村づくりを進めることが必要であり、大切であると考えておりますので、公共施設予約システムについても、実証事業を経て利用者のご意見や、さらには、ICTを活用できないことによる情報量や質の格差、経済的、社会的な格差、いわゆるデジタルデバイドの解消の必要性、既に導入されているシステムの改廃、費用対効果の面など様々なことを総合的に勘案し、統一された村民の方が利用

しやすい予約システムの導入を検討してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長より答弁させていただきますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） お答えします。

1点目のスポーツ格差解消の取組や対応につきましては、まずは何の活動を選択するかということが、格差解消のための基本であると考えております。自分のできる活動の範囲を客観的に理解し、判断することがとても重要なことであり、それらを各団体の中で支援することも大切であると考えております。

さらに、それぞれの団体等の運営側も、会員が無理なく効率的に活動できる方法を考えることも団体を継続するためには必要なことであります。幸い玉川村には、自主的な活動を長く、円滑に継続している団体が幾つもあり、それぞれに長く続けるための創意工夫をして運営しています。地域スポーツ・文化活動で大切なことは、人が集まり、長く続ける運営を工夫することであり、まずはその取組が必要と考えます。

また、本村には、スポーツ協会やスポーツ少年団をはじめ、村が支援する各種団体が活動していますので、これらの加盟団体となることで、格差解消や負担軽減にもつながるものと考えております。さらに、これまで、中学校の部活動担当者が、その競技の専門であるか否かで格差を感じたこともあるかと思いますが、今後、地域展開をすることによって、指導者の専門性は解消されるものと考えております。

現在、中学校では、各部とも地域団体とそれぞれに協力、分担し合い、部活動の完全移行に向けて準備を行っております。また、新たな団体が放課後の生徒たちの活動支援を申し出るなど、他町村には見られない画期的な取組が行われていますので、これらの活動を通じて、地域移行を円滑に進めてまいります。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 6番。

○6番（大羅 将君） それでは、再質問させていただきますが、まず、1点目のスポーツ格差解消の取組についてでございます。

現在、玉川村の部活動の地域展開は、他自治体に比べますと進んでいるように感じております。これまで学校の部活動は、通学する学校によって部活動の質が大きく異なる「部活ギャップ」という言葉があり、部活動の地域展開の動きの中でも、この構造的な不平等等を解消する試みが全国で始まっております。玉川村も各種団体が動き出し、指導者の確保や部活動

の受皿として体制整備を進めているところだと思います。

しかし、部活動の地域展開が本格化する中で、家庭の経済事情により、部活動のように続けられなくなる子どもが出てくるのが懸念されております。やりたい競技はあるが、お金がないから諦めざるを得ない。親御さんに迷惑をかけたくないなど、体験格差になりかねないとも危惧をされております。部活動なら参加できても地域展開ではできなくなるという、体験格差をなくす取組をしなければならないと感じております。

前回の一般質問の答弁でも、全ての生徒が部活動に参加できるように、システムを構築するとありました。部活動の完全移行に向けて、玉川村では様々な取組が進められているとは思いますが、この体験格差を解消する取組はどのように考え、今後、地域展開をしていくのか考えを伺います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、経済格差というお話がありましたが、お金がかからない活動をする、これも考えてみるべきだと思います。金がかかるということが前提にあるので経済格差が生まれる。金がかからない活動をどうすればできるのか。そこをまず運営側が一生懸命考えることから始まってよいのかなと思いますし、通うのが大変だとなれば、通う大変さを解消するような練習の場所、工夫、そういったものも必要かと思います。

まず、そういったことを知恵を出し合ってやっていく中で、その次の段階として支援を受けるとか、そういう段階に進むかと思っておりますので、まず支援ありきでものを考えるのではなく、お金がなければないなりの活動、必要であればどうやって集めるか。そういったところを考えることが一番大事であり、現在、中学校の部活動は存在しておりますので、移行期間の今は並行して行っている段階ですので、お互いにできることを出し合って、よりよい方法を見つけられればよいと思っております。

その点は各スポーツ団体、文化団体等、運営する側の知恵の出どころで、そういったものを実践して交換し合うことで、玉川村ならではの自立した活動が生まれていくのかと思っておりますので、それを私たちは支援をしたり、アドバイスをしたり、いろんなものを紹介したりという形で関わっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 6 番。

○6 番（大羅 将君） 次に、2 点目の被災写真を投稿するルールづくりについて、再質問を

させていただきます。

現在、たまかわ防災アプリに関しましては、トップページに防災行政無線、災害情報、避難所情報、自治体への連絡、リンク集の選択項目があります。今回質問している被災写真を投稿するルールに対しましては、自治体への連絡というところを焦点にしているわけですが、先日の雪の影響による倒木や、倒竹による路上障害物に関しまして、このアプリの必要性が最大限に発揮されることかと思っておりました。

しかし、いざ連絡しようとする、全く意味のない地名の選択や地図の場所を表示する選択の難しさ、説明のない投稿者のIDなど、投稿規約はあるものの、アプリをみただけでは投稿するルールや使用方法が分からず、誰でも分かるような明確な投稿ルールが示されていないと感じております。今後いつ起きるか分からない災害被害情報の投稿は、リアルタイムで情報を得ることができるシステムとして、有効に使えるものでなくてはならないと感じております。

この投稿ルールについては、さらに検討や説明が必要だと感じておりますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをいたします。

まさに今、議員がおただしのとおりでございまして、特に防災アプリという部分につきまして、防災アプリを作って終わりではなくて、いかにそれが活用されるかというのがとても大事な視点だというふうに認識しております。例えばスタートしてみて、ちょっとこういう問題があるとか、課題が見えてきたとかという部分につきましては、すぐに分かりやすさ、使いやすさを追求するためにはどうするんだという視点で、場合によってはもちろん村民の皆様方のご意見もお伺いする必要もあるかと思いますが、庁内各課で連携を図りながら、より使いやすい、そういうアプリにしていけることが大事だと認識しております。

○議長（小針竹千代君） 6 番。

○6 番（大羅 将君） 次に、3 点目の選挙公報の発行実現について、再質問させていただきます。

先ほどの答弁では、検証や検討を行った結果、結論的には選挙公報の発行は行わないと決定したとありました。前回の答弁では、短期間で全戸配布する方法を調査し、発行の実現の可能性を検討するとあり、投票率の向上の一助になると考えておりましたので、非常に残念ですが、期間が短いことや費用もかかるということなので理解はいたしました。

今回の一般質問は、過去に行った一般質問答弁後の取組状況の確認をさせていただいておりますが、調査検討後、この選挙公報の発行をしないと決定した時期はいつ頃なのか。また、決まった段階でその旨を周知する考えはなかったのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（塩田 敦君） ただいまの大羅議員のご質問にお答えさせていただきます。

調査というか、決定した時期はいつなのかということでございますが、今回のこの件に関しましては、前回質問いただいてからの期間、内部ではずっと検討させていただきました。周りの町村とかの状況も確認した上で、周りがやらないから玉川村もやらないではなくて、やらないならやらないなりの理由というものがあるので、そちらのほうの情報収集ということで、周りの状況も聞かせていただきました。

その中で、やっぱり一番大きなネックは期間的な問題であり、あと人的配置の問題等々考えますと、短期間のうちにより正確なものを作り上げて各戸に配布するのは、必然的に今の体制では無理だろうというふうに結論を出したのは、申し訳ございませんが、最近のことでございます。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 6 番。

○6 番（大羅 将君） それでは、4 点目のふるさと納税新規返礼品について再質問させていただきます。

先ほどの村長の答弁のほうの内容をまず確認させていただければと思います。

お米に関しては、先日ポータルサイトで確認をすることができたのですが、先ほどの答弁の中で、乙な駅たまかわの O Z THE BAKERY のクーポン券を見つけることができませんでした。現在、どのサイトに追加をしているのかお聞かせ願います。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（塩田 敦君） 申し訳ございません、どちらのサイトに掲載しているかというのは、現時点ではちょっと確認できておりませんでした。後ほど確認次第、お知らせしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 6 番。

○6 番（大羅 将君） 現在、各ポータルサイトで「玉川村」と検索しますと、受付期間外や他自治体のものも含まれますが、ふるさとチョイス62件、楽天ふるさと納税76件、ANA のふるさと納税67件で、新しく追加したというふるなび30件、さとふるで70件の検索が可能な

状況となっております。

新規返礼品に関しては、令和7年度新米などの掲載はあるものの、玉川村の魅力が全て詰まっているものではないと感じております。他自治体では様々な返礼品が多くあり、種類も豊富にあります。現在、玉川村でもやっている事業や体験の中でも掲載できることは多くあるのに、なぜ新規返礼品として掲載されていないのか疑問に思います。乙な駅たまかわで体験できるカヌー、カヤック、サップ、水上自転車等の体験チケット、「日本一自転車が好きな村」として行っております、本村で自転車体験ができる福島空港トレイルやスキルパーク、レンタサイクルなど、ふるさと納税は税収向上や自治体のPR、関係人口の創出など、本村に対しても大きなメリットがある取組だと感じております。

前回の一般質問答弁でも、あぶくまビールのクラフトビールや乙な駅の食事券、アクティビティー体験の商品を計画しているとありましたので、さらに新規返礼品の開発と追加をすべきと考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをいたします。

まさに、ふるさと納税に関しましては、今、議員がおただしのおりだと思っております。物だけじゃなくて、体験だったりという部分についても商品になり得るものだというふう認識しておりますし、議員がお話しされたように、ふるさと納税で出すということは、玉川村の魅力を発信することにも当然につながってまいりますので、単に納税という、お金を得るだけではなくて、玉川村の魅力を発信にもつながる、そういう事業だと認識しておりますから、今おただしのように、体験等々あらゆるものについて対象になり得るかどうかという部分について、改めていろいろと研究してみたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 6番。

○6番（大羅 将君） 5点目の携帯電話の電波状況の改善についてですが、先ほど答弁の中で、玉川文化体育館の周辺における電波改善の改善に今重点的に要望をしており、アンテナ設置に向けて現在進めているということもありましたので、ぜひ通信業界大手4社の電波が入るように、今後も取り組んでいただければと思います。

そして、最後に、6点目の公共施設の予約システムサービスについて質問させていただきます。

来年度から実証事業として、予約システムを試験導入すると回答をいただけて大変うれしく思っております。公共施設予約システム導入に向けて、個人の利用者やスポーツ協会、地

域展開の受皿となる団体等にヒアリングを実施しながら実証事業を行っていくと思いますが、現在計画している実証事業の具体的な計画や、想定しているスケジュール等があればお伺いしたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 大羅議員のご質問にお答えいたします。

今現状で、来年度の予算に計上させていただいている段階というところでございます、内容としましては、内閣府の交付金を活用しながら行っていくことを計画しております。

また、具体的な内容というのはまだ詳細は詰めていないんですけれども、もちろんプロポーザルにおいて、企画提案を民間事業者からいただきながら進めるというところがあるのですが、想定としましてはご指摘のとおり、利用者団体のヒアリングというのはもちろんのこと、アンケート調査を行うということも計画しております。ただ、システム自体と機器の調達時期というのが今非常に不明確なところがあります。ただ、年度内には必ずやりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 6 番。

○6 番（大羅 将君） 今回、一般質問答弁後の取組状況の確認をさせていただきましたが、過去の私の一般質問に対し、しっかりと調査検討し、できるものはやる、できないものはやらないとしっかりと判断しているということがよく分かりました。

今後も村民の声の代表として一般質問を行ってまいりますので、玉川村がよりよくなるように、各種施策に取り組んでいただければと思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、6 番、大羅将議員の一般質問を終わります。

◇ 岩 谷 幸 雄 君

○議長（小針竹千代君） 次に、5 番、岩谷幸雄議員の発言を許します。

5 番、岩谷幸雄議員。

〔5 番 岩谷幸雄君登壇〕

○5 番（岩谷幸雄君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、さきに通告してある 1

点の内容について質問いたします。

これからの高齢化社会の対応について。

昨年、県が公表した令和7年8月1日現在の人口における高齢化率を見ると、玉川村は35.7%であり、県全体の34.2%を1.5ポイント上回っています。また、村の人口を年代別に捉えたグラフは、少子高齢化の典型とされるつぼ型の形状を示しており、今後さらに高齢化が進行していくことは避けられない状況にあると考えられます。人口の高齢化は、社会保障費の増大といった国全体の問題であるとともに、担い手不足や地域活動の縮小、高齢者の移動手段や見守りなど、身近な生活に深く関わる地域課題であり、地域づくりや財政運営など、村政全体に関わる重要課題であると捉えております。

住民生活に最も近い基礎自治体である村は、福祉分野にとどまらず、高齢者の生活を支えていけるように取り組んでいく必要があります。現在、村が実施している、高齢者等クオリティー・オブ・ライフ向上サービス実証事業や、御用聞きサービス事業もその一助になると考えております。これらの事業は、高齢者の生活の質の向上に向け、病院や公共施設の支援をはじめ、買物や余暇活動、困り事相談など様々な生活の支援を行うものですが、いずれも補助金を財源とした実証事業であり、村では事業の利用状況や効果を検証の上、継続を含め、次の対策を考えていく必要があると思います。

そこで、今後さらに進んでいく高齢化に向け、村の方針や考えを確認するため、以下の3点についてお伺いいたします。

まず1点目、高齢者等クオリティー・オブ・ライフ向上サービス実証事業や、御用聞きサービス実証事業による効果等について、村の評価をお伺いいたします。

2点目、移動支援など、実証事業におけるサービスが、実証事業期間終了後も継続されるように取り組むべきと思うが、村の考えを伺います。

3点目、今後さらに進行する高齢化に対応するため、財源や事業期間に左右されない高齢者施策を検討するべきと思うが、村の考えをお尋ねいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 5番、岩谷議員のご質問にお答えをいたします。

これからの高齢社会への対応についてであります。1点目の御用聞きサービス実証事業

の実績と効果、事業評価等につきましては、まず、実証事業の利用実績については、実証が開始された令和5年度は登録者数が54名、利用回数が529回、令和6年度は登録者数が93名、利用回数が950回に増加し、令和7年度の2月末時点では登録者数が116名、利用回数が1,395回に達しております。この数値は、利用者からのニーズを反映したものであると考えており、登録者数と利用回数はそれぞれ令和5年度と比較して倍増し、村民の方々にとって必要不可欠なサービスであると認識しております。

特に、運転免許証を返納された方や、高齢、障害のために自身での運転に不安を抱えるの方々にとって、本サービスは大変重宝しているという声をいただいております。「移動が楽になった」、「買物に行けるようになった」、「友人との交流が増えた」といった満足の声も寄せられ、事業の継続的な利用増加につながっているものと考えております。これらのサービス満足度については、高齢者の生活の質を向上させる上で、非常に重要な要素であると認識しております。

また、アンケートやヒアリング調査では、利用料金負担についても9割程度の方が「満足している」と回答していただいております。さらには、事業執行費用の面でも、他市町村の交通系事業費用と比べても、およそ半分以上の費用で事業執行ができていることも特長的なところであります。このようなことから、村といたしましては、高齢者等の生活の質を向上させるための一つの取組として、移動と生活支援を組み合わせ、高齢者等が自由にご自身の希望をかなえるための事業であるという所期の目的達成に向け、展開されているものと評価しております。

人と人とが触れ合い、一人一人にきめ細やかな支援を中心とした本事業についても、多くの方に必要とされており、「玉川モデル」として将来的にも成長させてまいりたいと考えております。

2点目の実証事業後の今後の継続につきましては、登録者数や利用回数がともに増加していることから、村民にとって必要不可欠な事業であると認識しております。

特に高齢化が進む現代社会において、移動を伴う手段の確保や、生活支援がますます重要であり、今後の需要も高まるという見通しの手応えを感じております。さらに、玉川村が独自に取り組んでいるこの事業は、他市町村やメディアからも注目を集めており、取材や視察研修が行われるなど、地域活性化の一環としても非常に効果的で価値のあるものと考えております。

事業の継続に当たっては、サービスの在り方や利用者の特性、さらに駅やバス停といった、

民間交通事業者との交通接点との整合性についても、しっかりと検討していく必要があると考えており、今後も関係法令や制度なども考慮しつつ、当分の間は実証事業としての継続を考えております。

なお、この期間を通して、利用者層や目的地、負担金額、支援内容などのデータを収集するとともに、利用者の声をお聴きするなどさらなる改善を図りながら、高齢者等の持続可能な移動手段を含めた、「生活の質の向上」を目指してまいりたいと考えております。

3点目の、財源や事業期間に左右されない高齢者施策につきましては、全国的に高齢化が進む中、本村においても、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しております。

このような状況を踏まえ、地域での相互支援の仕組みを強化し、多様化するニーズに対し、それぞれの状況に応じた適切な支援を行うためには、医療機関、福祉施設、さらにはボランティア団体や、地域住民との協働が非常に重要であると考えております。

そのため、医療機関をはじめとして、村社会福祉協議会や地域包括支援センター、村民生委員協議会などの関係機関と連携しながら、見守り活動や訪問活動などを通じて、高齢者が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしい日常生活が持続できるよう、高齢者の生活支援ニーズに対応した、持続可能な医療・生活支援体制の整備に努めてまいります。

また、村といたしましては、高齢者が健康で元気に、生きがいと誇りを持って楽しく暮らせるよう健康寿命の延伸を図り、平均寿命との差を縮めるために、生活支援体制整備事業協議体もちもたの会や、村内各地域において住民自らが運営している健康サロン、後期高齢者なども気軽に集える小規模サロンなど、高齢者の日常生活を支える地域助け合い活動の取組や、地域住民がボランティア活動を通して高齢者をみんなで見守り、支え合い、安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するための各種活動についても、引き続き支援をしてまいります。

さらに、地域全体で高齢者を支えるためには、我々行政の役割はもちろんのこと、住民参加の意義も大変大きなものとなります。高齢者支援においては、地域住民の理解と協力があってこそ持続可能で効果的な支援が実現できると考えており、そのためにも、地域における啓発活動や参加機会の拡充を図るなど、地域住民の高齢者への理解をさらに深めてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 5番。

○5番（岩谷幸雄君） 1点目のことについて再質問させていただきます。

まだまだこのサービスを知らない方がたくさんいるような声がございます。そういった点で、もう少しこまめに、丁寧に周知等を何らかの方法でしていただけないでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 岩谷議員の再質問にお答えをいたします。

これは前から申し上げているんですが、いろんな制度をつくっても、それが村民の皆様方、住民の皆様方に伝わらなければ、それはないのと一緒にというふうに認識しておりますので、そういう意味では、我々的にはこの御用聞きサービスにつきましては、かなり周知をしているつもりではおりますが、まだまだ存じ上げない方がいらっしゃるということでございますので、そこは本当にお一人お一人全ての皆さんにこの仕組み、こういう制度があることをしっかりとお伝えするように、例えば広報紙でしたり、ホームページでしたり、SNS等々活用いたしまして、改めて、きめ細やかに周知徹底をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 5番。

○5番（岩谷幸雄君） では、2問目の移動支援などに入っていきたいと思います。

この事業の取組は実証事業終了、これ、多分、1年、2年、3年とか期限があらうかと思うのですが、先ほどの答弁の中で、期限が終了しても継続していくことという私の理解なんですが、そういった場合に補助金が底を尽きたとき、村単独の事業で恒常的にしていく考えはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 岩谷議員の再質問にお答えをいたします。

現在の御用聞きサービス実証事業につきましては、本格化するためには様々な課題がございます。それは例えば計画をつくって、それで国交省のほうから認定いただいて補助金を頂くとかという、大きなものもあるかと思いますが、まだまだその前段として検討すべき、調整すべき案件もいろいろございます。先ほど答弁させていただいたとおり、そういう意味では、整理がつくまでの間につきましては、実証事業という形で継続をさせていただきたいと考えております。

国・県の支援というところもあるのですが、国からの補助金という部分につきましては、繰り返しになりますが、しっかりと計画をつくっていかないとなかなか補助の対象になりません。現在は県のサポート事業というものを活用して事業を展開しておりますが、これが3か年という形で切れてしまったとしても、現時点では、継続してまいりたいと考えてお

ります。

○議長（小針竹千代君） 5 番。

○5 番（岩谷幸雄君） もう一度お尋ねします。

実証事業というのは、国・県の限定ではないんですか。令和5年から始まって、令和5年は多分補助金使っていないと思うんですよね。村単独の予算でやったものですけども、6、7、8と、3年が限度というふうな理解なのですが、どうなのでしょう。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 岩谷議員の再質問にお答えいたします。

あくまでも今回の実証事業というのは村独自の事業でありまして、国の補助事業を活用しているものではないです。ただ、先ほど私、県のサポート事業という話をいたしましたけれども、これはサポート事業のメニューにそういうメニューがありますので、それを活用して今事業を実施させていただいているということです。大きな枠組みとしての御用聞きサービスは村独自の実証事業として展開をしております。これも繰り返しになりますが、ほかになかなか例のない「玉川モデル」という形でこれを構築し、継続しているところであります。

○議長（小針竹千代君） 5 番。

○5 番（岩谷幸雄君） すみません、私の理解不足で。補助金は全然使わないで、村単独の予算で現在行われているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 岩谷議員の再質問にお答えいたしますが、国からの補助制度ではなくて、福島県で実施しているサポート事業のメニューの1つを活用しており、県の補助金を活用して実施しております。

○議長（小針竹千代君） 岩谷議員、重複する質問はお控えくださるようお願いします。

5 番。

○5 番（岩谷幸雄君） 今後さらに進行する高齢化に対応するためには、国や県の補助金、あるいは実証事業など、期間や財源が左右される政策だけでは限界があると私は考えております。特に高齢者施策については、一時的な補助制度の終了や事業期間の満了によって、機能が縮小、廃止されることのない、恒常的かつ持続可能な運営形態を前提として検討すべきだと思います。

そういった中で、今後さらに進行する高齢化を見据え、財源や事業期間に左右されない高

齢者施策の整備確保について、どのような認識を持ち、どのように検討していくのか。

限られた人口、限られた財源の中でこそ、選択と集中が問われる高齢化社会の対応が、玉川村の持続可能性を左右する重要な政策判断であることを指摘し、質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、5番、岩谷幸雄議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、10分間休憩いたします。

（午後 1時49分）

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

◇ 堀 越 美 保 君

○議長（小針竹千代君） 次に、2番、堀越美保議員の発言を許します。

2番、堀越美保議員。

〔2番 堀越美保君登壇〕

○2番（堀越美保君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておきました内容について質問いたします。

部活動の地域展開・地域連携と、地域団体の活動を支える環境づくりについてでございます。

文部科学省は、部活動改革において、少子化が進む中でも子どもたちが将来にわたり、スポーツや文化・芸術活動に親しむ機会を確保するため、地域に関わる人々が主体となり、持続可能な形で活動を育てていく方針を示しています。

本村では、昨年3月に策定されたたまかわ創生総合戦略及び、4月に策定予定の第7次玉川村総合計画においても、国が示す計画を見据え、部活動の地域展開を推進することが掲げられており、クラブごとに取り組が進められているところです。

その一方で、夕方の時間帯における指導者の確保、活動拠点への送迎、運営費、事務局等の運営を支える体制づくりなど、地域展開を進める上で課題があると考えますので、以下の

4点について伺います。

1つ目、部活動の地域展開に関し、村としてどのように進めていくのか、具体的な方針と村長の考えを伺います。

2つ目、公共施設等に、保護者や子ども、地域住民が気軽に地域展開について相談できる窓口を設けることについて、村の考えを伺います。

3つ目、部活動の地域展開に関連し、企業に応援企業として登録・協力を募り、指導者の派遣や運営面の支援を受ける仕組みや、企業の専門性・ノウハウを生かして、地域連携・地域移行を支える取組も見られます。こうした企業との連携について、村として取り入れていく考えはあるか伺います。

4つ目、村内のスポーツ団体等が地域展開の受皿となっていますが、活動を継続していくためには、大会等への移動手段の確保が必要となります。しかし、各団体がバスを保有することは難しく、送迎を保護者が担うことで負担が大きくなり、子どもが活動を断念せざるを得ないケースもあります。部活動の地域展開を円滑に進めていくため、移動手段の支援について村の考えを伺います。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 2番、堀越議員のご質問にお答えをいたします。

部活動の地域展開・地域連携と、地域団体の活動を支える環境づくりについてであります。1点目の部活動の地域展開に関する具体的な方針につきましては、部活動の地域移行は、中学校生徒数の減少、教員の働き方改革に加えまして、生徒たちの興味関心の多様化に対応するため実施されるものであります。

本村においては令和7年度までを準備期間とし、地域や各団体への説明を行い、それぞれの団体においては実施の趣旨を理解し、早速具体的な取組を開始している団体もございます。村といたしましては、文部科学省が示しているとおり前期の令和8年度から3年間を移行期間とし、令和10年度末には中学校の部活動を終了する方針としております。

この取組は、中学校の部活動というこれまでの概念を払拭して、地域活動の一環に中学生だけでなく、小学生やそれ以外の一般の村民の方々も含めた活動になるものと前向きに捉えております。村内各団体においては、スポーツに限定することなく、各文化団体等の活動状

況や子供たちの興味・関心、あるいは参加可能な実態に応じた受入れ活動が展開されていくものと考えております。

村といたしましては、スポーツ協会をはじめ、各種団体へのこれまでの補助を継続するとともに、施設の利用などについての支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目の公共施設等への相談窓口の設置につきましては、これまでも各団体の指導者や、関係者の方々が教育委員会を訪れ、具体的な相談を行っているほか、中学校においても、各団体の方々と地域展開について連携を図るための具体的な打合せを行ってきております。

今後は、これから活動を始めたい、何かに参加したいという問い合わせや、要望をお聴きする相談窓口は一層必要になるものと考えておりますので、早期に小中学校や公民館、教育委員会を相談窓口として位置づけるとともに、村広報紙や公式SNS等で村民の方々への周知を図りながら、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

3点目の企業との連携につきましては、部活動の地域展開に向けての企業連携とは、学校の部活動を地域社会全体で支え、さらに発展させるために企業が積極的に参加する仕組みを指し、具体的な代表例といたしましては、日本郵政株式会社の主導で2024年に設立された、ブカツ・サポート・コンソーシアムがあります。このコンソーシアムは、地域のスポーツ活動や文化活動に対し、企業や地域団体が連携して支援を行うもので、この取組では、自治体の依頼により、企業が指導者などの人材確保や物資、財源の確保など、運営・管理についての情報提供、サポートなどを行うものであります。

本村におきましては、各種団体が自立した組織運営や、継続的な活動を実施できるようにすることが重要であるとの認識の下、運営・管理の部分を自分たちが行うことで自立した活動となるよう、学校や公民館、教育委員会が窓口になって相談や助言を行っておりますので、現時点では、いわゆる企業連携は行わずとも、地域の企業・団体・個人の皆様のご協力をいただきながら、窓口での対応等により進めてまいりたいと考えております。

4点目の各種大会等への移動手段の支援につきましては、さきに説明しましたとおり、令和8年度から3年間は中学校の部活動は存続しますので、中体連等の移動にかかる経費は継続して村の負担となります。また、その他については、これまで同様に学校で集めている生徒活動費の範囲内で対応することになります。令和11年度からは、学校では生徒活動費を徴収しませんので、その費用を各団体における子どもたちの活動や、移動手段の経費として使用していただけるものと考えております。

また、各種団体の運営については、移動や送迎も含めて、参加する人たちが活動できる範

囲で検討すべきものと考えております。同様に、費用負担についても、参加者が多く、長期間活動している団体は、無理のない範囲で自主運営を実践しております。さらに、地域で活動する団体は、特定のスポーツに限らずに、多くの団体等がそれぞれに活動しているという認識を持つべきものと考えております。中学校の部活動という概念にとらわれてしまいますと、特定のスポーツだけが対象になりがちですが、地域の活動となれば、いろいろなスポーツや文化活動も含まれますし、年齢も中学生の枠を超えることも当然に考えるべきものであります。

このようなことから、村といたしましては、現時点では移動手段の支援については考えておりませんが、各種団体等が令和10年度までの移行期間において、「どうすれば活動できるか」、「どうすれば活動を継続できるか」などにつきまして、様々な視点からいろいろな方法を考える、そういう期間と位置づけ、スムーズに移行し、継続的な組織運営や活動ができるよう、相談窓口において丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 2番。

○2番（堀越美保君） 1つ目の質問に対して再質問させていただきます。

具体的に各団体に声かけなどはされていますか。また、相談対応、アドバイスなどはされているか。声かけをされた上で、アドバイスなどされているかというのを伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 堀越議員の再質問にお答えをいたします。

まず、今回の中学校の部活動移行という部分につきましては、1つは、教育長が中心となり、広報たまかわにおいて、昨年4月から毎月連載で、「中学校部活動地域移行って何だろう」、「どういう目的で、どういうふうになっていくんだろう」ということを連載し、まずは知っていただくように努めております。

もう1つは、これまでも各種団体等の集まりの場で時間を頂戴いたしまして、教育長が地域移行の考え方、「何でそうなるんですか」という目的だったり、移行することによって、「こんなことが変わってくるんですよ」というようなことについて、しっかりとお伝えしているところであり、さらには、各個別の団体等の代表の方々ともいろいろと意見交換をさせていただいております。例えば卓球でしたり、野球、バレーボール、ランニングクラブや、剣道でしたり、あとは、先ほど答弁しましたように、教育委員会に来た方につきましても丁寧に説明もしていますし、さらに学校なんかで問合せがあった場合については、各学校で対応しているというように、我々といたしましては、まずはそういう相談窓口をしっかりとつ

くって、安心して相談できるように、そしてきめ細やかに対応するように努めてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 2番。

○2番（堀越美保君） 村長がおっしゃいましたとおり、活動内容の相談は大変重要だと思いますし、助言いただいていること、前に進める一歩となるのでとてもよかったと思います。

あと、加えまして、団体が継続して活動していくには、運営面や特に金銭面での自立も大きな課題だと考えます。具体的には会計の進め方や補助金や助成金の案内、申請書作成のポイントに関する助言など、書類作成を代行するのではなくて、各団体が将来的に自走できるように支えるという形で、申請書作成のポイントに関する助言などといった、こうした運営面のことも相談窓口で対応されていくお考えでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 堀越議員の再質問にお答えをいたします。

組織をつくる、維持していく、継続していくという点で、何が一番重要なのかというと、事務局的功能が充実しているかというのはとても大事になってきますし、それは具体的にどういうことかということ、やっぱり運営管理の部分だというふうに私も認識しておりますので、そういう部分についてはまさに相談窓口におきまして、支援、サポートをしてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 2番。

○2番（堀越美保君） 3つ目の再質問をさせていただきます。

村長の答弁では、現時点ではいわゆる企業連携は行わずとも、企業など、地域の皆さんの協力をいただきながら進めていくとのことでした。

一方では、東北を地盤とするドラッグストアが、県内出身のアスリートなどに関わりながら、地域スポーツ振興を目的とした財団を立ち上げて、子どもたちの運動機会の確保や指導者育成、運営ノウハウの共有等に取り組む事例が報道されておりますが、こちらはご存じでしたでしょうか。こうした企業が地域の担い手として関わる形は、今後広がっていく可能性があると思います。広がっていけば、先ほど大羅議員の質問にもありましたが、スポーツ格差の解消の一助として、地域展開を支える大きな力にもなり得ると考えます。もちろん、村長や教育長がおっしゃったとおり、各団体ができる範囲でということでは非常に大事な点ではありますが、村として、今後こうした連携をどのように位置づけて進めていくお考えがあるのかお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 堀越議員の再質問にお答えをいたします。

まず、先ほど一つの例として、日本郵政株式会社の指導でブカツ・サポート・コンソーシアムが設立されておりまして、様々な支援をしておりますというような答弁をさせていただきました。それ以外にも、私もスポーツはとっても好きですし興味がありますので、いろいろな会社を中心となりまして、同じようなことをやっているという、そういう仕組みだったり例につきましては聞いているところでございます。多分、個別の企業名を出すわけにはいかないんでしょうけれども、幾つかの方のプレゼンなんかも受けておりますので、そういうのをこれから活用していくというのも一つの方法だと思います。

ただ、まずは自分たちがどうやって運営すればいいのか、自分たちの組織にとって何が足りないのか、どうすればもっとよくなるのか、そういう部分についてまずはしっかりと自分たちで考えていく必要があると認識しております。今、玉川村では、地元の企業の皆さんだったり、団体の方が本当に協力的で協力していただいておりますし、運営のノウハウにつきましては、相談窓口でしっかりときめ細やかに対応する、そういう形や仕組みを整えておりますので、当面はそれで対応していきたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 2 番。

○2 番（堀越美保君） まずは各団体が基盤を整えてというところで、しっかり活動できるように、進んでいけるように伴走していただいて、各団体が活動していけるようになればいいのかなと思います。

ただ、4 つ目の質問なんですが、既に動き出しているスポーツ団体にとって、ちょっと移動手段の確保は必要なところで、村長も先ほどおっしゃいましたが、特定のスポーツに限らずというところで、文化部など、研修や発表会などでのケースも生じるかと思います。ですので、まずは実証段階として、貸し出す回数を限定するなどしたうえで、バスの貸出しを進めることは可能でしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 堀越議員の再質問にお答えをさせていただきます。

いろいろ物事を始めるときに、行政がその取っかかりの部分だったり、きっかけの部分をつくって進めていき、一定程度いきましたら行政は側面支援、後方支援に回っていくというのは、普通の政策の進め方だというように私は認識しております。

そういう中で、繰り返しの答弁になってしまいますが、基本的に自分たちの活動は自分た

ちで行うというのがやっぱり必要な視点じゃないのかなと考えております。そういう意味で、先ほど3年間の移行期間があるということを申し上げましたので、どうすれば活動できるのか、どうすれば継続できるのか、そういう部分につきまして十分に考えていただき、ご検討いただきたいと考えておりまして、それに対して村としましてはアドバイスなり支援をしてまいりたい、きめ細やかな相談に応じてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 2番。

○2番（堀越美保君） 3年間の移行期間の間、もしかしたらそういう要望が多かったとか、そういうケースになった場合は順次対応していくといった認識でよろしかったでしょうか。実証実験といったところは今のところ考えていらっしゃらないということでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 堀越議員の再質問にお答えをいたします。

今、そういうバスの貸出しを前提としたという部分での考えは持っておりません。ただ、今後、今、議員がおただしのように、これから3年間検討する中において、やっぱり移動手段ということが最大の課題になってくるというお話が出てくれば、それはそれとして村としてもいろいろと研究してまいりたいと考えております。

ただ、バスと言いましても余分なバスではありませんので、それを活用するときには、学校教育に支障があつては、これは元も子もなくなってしまいますので、まずは学校教育に支障がない、支障を及ぼさないということが大前提での検討になるかと思っておりますので、管内町村、近隣市町村等の例も参考とさせていただきながら、調査研究する形になるかと思っております。

○議長（小針竹千代君） 2番。

○2番（堀越美保君） 玉川村はいろんな方面から皆さんが協力的でいらっしゃって、すぐく助言される方もいらっしゃいますし、活用する面では恵まれている地域なのかなと思います。玉川村ならではの魅力ある活動が増えれば、子どもたちはもちろん、周辺自治体の方、移住を考える方にとっても本村の魅力となって、交流人口や関係人口の創出にもつながると考えます。地域の取組が将来的に自立していけるように、立ち上げ期の初動から伴走して、地域主体の取組を後押ししていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（小針竹千代君） これをもって、2番、堀越美保議員の一般質問を終わります。

◇ 佐久間 福 男 君

○議長（小針竹千代君） 次に、3番、佐久間福男議員の発言を許します。

3番、佐久間福男議員。

〔3番 佐久間福男君登壇〕

○3番（佐久間福男君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しております内容についてお伺いします。

選ばれる村づくりへの取組について。

人口減少は全国的な共通課題となっており、各自治体が地域の特性に応じた様々な対策に取り組んでいます。本村においても、人口減少対策を村の最重要課題の一つと位置づけ、第6次玉川村振興計画に基づき、にぎわいの創出や交流人口・関係人口の拡大に向けて、森の駅 y o d g e、乙な駅たまかわなどを拠点とした、総合的かつ多様な事業に取り組まれているところです。

村長からは、各事業について来場者数などの実績が示され、一定の効果があったものと認識しております。しかしながら、その成果が移住・定住の促進や、具体的な支援策の展開にどのようにつながっているのかが見えにくい状況にあると感じております。村の住民基本台帳によると、令和8年1月1日現在の村の人口は5,924人であり、令和7年1月1日と比べて、1年足らずの間に126人減少しています。

各事業が即座に効果を生むものではないことは理解しているところでありますが、現状のままでは、令和7年3月に玉川村人口ビジョン（改訂版）で示された目標としている人口の維持が困難となり、地域生活など、様々な分野へ影響が及ぶことが予想されますので、次の4点についてお伺いします。

1、移住・定住の問合わせ窓口である「たまかわくらしサポートセンター」について、令和7年度における問合わせ件数と、その取組による成果について伺います。

2、移住希望者からの問合わせに対する対応について、現在の体制が十分に機能しているか、その実情を伺います。

3、空き家バンクに登録されている物件について、移住希望者のニーズを踏まえ、選んでもらえるような魅力ある内容となっているか、その現状と課題について伺います。

4、すがまプラザ住宅エリア分譲区画の購入状況を踏まえ、今後の移住・定住促進に向け

た具体的な取組について、どのように考えているのかをお伺いします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 3番、佐久間議員のご質問にお答えをいたします。

選ばれる村づくりへの取組についてであります。1点目のたまかわくらしサポートセンターにおける令和7年度の間合せ件数と成果につきましては、令和8年2月末の状況については、相談・間合せ件数が113件となっており、それらの取組については、たまかわくらし体験住宅の利用をはじめ、農ワーケーション、農家ライフ体験事業など、多くの間合せなどに一つ一つ対応しており、体験住宅は37組73名、移住現地案内が9件、農家ライフ体験参加者が5組14名、農ワーケーション参加者が5組16名となっております。

成果については、多くの相談や間合せがあること、そして多くの来村者につながっていること、特に村へ転入した35世帯57名のうち、当センターを活用した移住世帯は13世帯15名となるなど、そういう一つ一つが成果であると受け止めております。また、令和8年2月発売の移住者向けの民間誌「田舎暮らしの本」による、「住みたい田舎ベストランキング」において、村の部ランキングで総合部門で5位となり、昨年度の6位から1つランクアップしたことも成果の一つであると考えております。

2点目のサポートセンターの体制につきましては、令和6年5月にオープンした当センターは、移住者や転入者へのワンストップ窓口を目指し、移住に関するトータルサポートを行っております。現在、センターの認知度向上を図るために民間との連携を強化し、知識やスキルを活用して取り組んでおり、来年度には総務省の事業を活用し、移住コーディネーターを2名体制にするとともに、移住関連事業の効率的な情報発信や、具体的な事業立案などを行う地域プロジェクトマネージャー2名を新たに採用するなど、一層の取組の強化を進めてまいります。

さらに、ボランティアによるたまかわくらし応援サポーターや、集落支援員による地域コミュニティの維持・発展に向けた相談支援も行うなど、村民のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供してまいりたいと考えております。

3点目の空き家・空き地バンクの取組につきましては、これまでも村のホームページや、たまかわくらしプロジェクトの情報発信、固定資産税の納付書発布時のチラシ封入等を行い、

登録促進を図っております。令和6年度からは、集落支援員による村内空き家調査を実施しており、令和7年5月までの調査結果としましては112件の空き家が存在し、35件が利活用が可能であると判断されるなど、まだ利用されていない多くの空き家が村内には存在していることも判明したところでございます。

一方、空き家・空き地の所有者が、賃貸や売却を決断するまでには、家族・親族の合意や、先祖伝来の土地を手放す覚悟など、幾つかの課題の解決が必要なこともあり、登録に至る件数は少ないのが現状であります。今後はさらに一層の情報発信を行うとともに、地域プロジェクトマネージャーや集落支援員を中心とした相談体制の強化を行うなど、改善を図ってまいりたいと考えております。

空き家・空き地バンクに登録されている物件については、そのほとんどが土地であり、空き家は12月末時点で3件のみの登録となっております。1件は2月に契約が成立し、1件は3月現在交渉中とのことであり、空き家・空き地バンクに登録されることが、その空き家の一つの魅力であるとも考えられますので、空き家は地域活性化に向けた「貴重な社会資源」とであると捉えております。

空き家を活用した現在の取組状況については、民間事業者による実証事業プレスティタマかわ事業や、本村の暮らしを体験できる施設たまかわくらし体験住宅など、空き家を地域の貴重な魅力ある資源として、地域の活性化や移住者支援に積極的に活用していきたいと考えております。あわせて、より一層空き家を活用していただけるよう、リフォームに関する補助金制度等についても、村ホームページやSNS等を活用し、周知してまいります。

4点目の今後の移住・定住促進へ向けた具体的な取組につきましては、2点目で答弁いたしました、サポートセンターの機能強化に加え、国が特に推進する地域プロジェクトマネージャー、移住コーディネーターや、地域コミュニティのサポートを行う集落支援員、地域活性化起業人の活用や、空き家対策への取組強化を図る地域力創造アドバイザー、そして、移住者個人が活用できる地域おこし協力隊制度の活用促進など、様々な角度から、多面的に移住者・定住者のニーズや、社会情勢を反映させながら取り組んでいく必要があると考えております。

具体的には現在までの取組の継続に加えまして、空き家対策として、地域力創造アドバイザーを活用した民間組織の形成を行い、移住者の受入れを促進することとしております。地域力創造アドバイザーは、総務省が地域独自の魅力や価値を向上させるため、専門知識のある人材を市町村へ派遣する制度であり、村では本制度を活用し、空き家を移住希望者の受皿

として円滑に活用するため、空き家の調査手法や所有者への働きかけ、さらには都市部への情報発信に関するノウハウの提供など、専門的な見地から助言をいただきたいと考えております。これにより、空き家・空き地バンクの活性化と、移住定住の促進を一体的に図ってまいりたいと考えております。

今後の移住・定住の取組には民間の活力が必要不可欠であり、官民連携による取組が大切で重要となってまいります。移住定住施策は村の最重要課題の1つであり、まさに社会減、社会増対策の重要な柱であると認識しており、多くの方に選んでいただける玉川村を目指し、常にニーズを先取りするなどしっかりと取り組んでまいります。

○議長（小針竹千代君） 3番。

○3番（佐久間福男君） それでは、再質問させていただきます。

1つ目のところになりますけれども、実績の答弁があったわけなんですけれども、振り返りますと昨年の9月、令和6年度の決算時のときにも6年度の実績が成果として報告されております。そうしますと、7年度、7年度は終了はしておりませんけれども、実績だけで見ますと6年、7年はほぼ横ばいのような数字に見受けられました。

そういった実績を踏まえながら今後取り組んでいく上で、今回の利用者、問合せされた方というのは、日々行われております広報、PR関係されていますけれども、どこで知って、相談ないしは問合せがあったのかお聞きします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 利用者がPR等どこで知って、相談があったのかというご質問にお答えいたします。

まず、大きくはSNSがほとんどでした。SNSで玉川村を知り、玉川村の体験住宅を知ってお電話、ご相談いただいて、申請いただくという流れがほとんどとなっております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 3番。

○3番（佐久間福男君） そうしますと、今の答弁の内容になりますと、一番有効なPR広報はSNSというところで、実績上は6年度と横ばいというところで、さらに次年度に取り組む場合には、SNSをさらに活用したようなPR広報活動が必要になってくるのかなというふうに考えます。

そんな移住・定住の観点から、本村においては、県内でも上位の受入れをしております地域おこし協力隊が多くいるわけですが、その中で最終的な任期が終わって、活動した

拠点で定住というところがあるかと思うのですけれども、ちょっと数字持っていないので肌感で言いますと、ちょっと定住率が低いのかなというふうに感じています。一般的には全国並びに福島県の平均値のパーセントは出ておりますが、全国、県と単純に比較というわけにはいきませんが、どの程度なのかというところをお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ご質問の地域おこし協力隊につきましては、質問の中になかったものですから、数字は持ち合わせておりません。

ただ、肌感覚でというようなお話だったんで、私の肌感覚からすると、定住率はかなりいいほうだと認識しております。

○議長（小針竹千代君） 3 番。

○3 番（佐久間福男君） 若干ちょっと、地域おこし協力隊は質問の中には入っていなかったもので、唐突ではありましたけれども、企画政策課長であれば知っているかなというところでお伺いしました。

それでは、2 番目についての再質問をさせていただきます。

現在は答弁の中にもありましたように、センターがオープンして約2 年になろうとしているわけなんですけれども、相談窓口が私の感覚で言いますと、企画政策課及びくらしサポートセンターの2 つの窓口があって、運用されているというふうに認識しているところではあるんですね。

それで、今定例会の冒頭にもありました、村長からの施政方針の中にもありまして、なおかつ、今回の答弁にもあったワンストップ窓口を目指すというところに取り組んでいきたいというところではありますが、今現在の2 つの窓口があることによって、弊害等がありましたらばお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ご質問ですと、弊害があるのかというご質問だったんですけれども、弊害はありません。

というのも、企画政策課に直接問合せというのも実際あります。私どもよりももっと話やすくということで、サポートセンターをご案内するというのが多いです。ただ、一つ、実際に転入を真剣に考えてらっしゃる方というのは、地域のルールとか、ごみ出しのルールとか、そういった細かいものをお聞きになりたい方がいますので、住民の方を中心とした応援サポーター、そういった方が対応していただけるような体制づくりを整えていきたいなとい

うふうに思っております。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 佐久間議員の再質問にお答えしたいと思いますが、まず、相談窓口が2つという認識はないんですね。企画政策課がトップとしていて、それを具体化していくためにたまかわくらしサポートセンターがありますので、そういう意味では1つだというふうな認識で、役割分担として、今、企画政策課長が話をしたようなことはあるかと思いますが、窓口はあくまでも1つで進めてきているということで、さらによりここを充実させるために、先ほど説明したような地域プロジェクトマネージャーでしたり、移住コーディネーターの配置を考えているということでもありますし、さらにサポーターなんていうのも実際に有効に活用できるような、そういう仕組みをつくっていくということでもありますので、今までもあったものをさらに一歩進めて、充実強化を図っていくということでもあります。

あと、いろいろな相談等々につきましては、SNSというだけではなくて、それは確かに多いとは思いますが、積極的にふるさと回帰センターなどに行ってPRしたり、セミナーに参加したり、そこでアピールするとか、あとは地域おこし協力隊の皆さんの人的ネットワークがかなり広くて強いですから、そういうものを活用しながらやっております。SNSは代表的かもしれませんが、そういう人と人とのつながりという部分についてのメッセージを発信するというのも、我々は大事だということで認識しております。

そして、地域おこし協力隊の皆さんにいかに残ってもらうかという部分について、先ほど肌感覚で多いという話もしていましたが、残ってもらうための施策という部分についても力を入れて取り組んでおりますから、どういう形で、せっかく来ていただいた方に満足して自分たちのやりたいことをやってもらうという、そういう仕組みづくりにも力を入れておりますので、その辺につきましても、これから地域おこし協力隊と連携して進めてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 3番。

○3番（佐久間福男君） 弊害はないということでもありました。お互いに企画政策課の窓口並びにくらしサポートセンターの窓口というところで、お互いにやってもらえればいいかなというふうには考えてはいますが、今回掲げていますワンストップ、ぜひこちらのほうを実現させて、スムーズな運営に当たっていただければというふうにも考えます。ワンストップの中身を見ていきますと、すごくいいことばかり書いてあるんですけどもね。ぜひ実現に向けてよろしくをお願いします。

続けて、3番目の再質問をさせていただきます。

ここでは、移住希望者のニーズを踏まえてというところでお聞きしておりまして、また、なおかつ魅力ある内容というところになります。答弁いただきました。その中で、空き家件数については112というところの数字ではありますが、実際に空き家バンクに登録されているのが12月末で3件というところで、すごく数字的には少ないということで、空き家バンクの認知度が低いというふうに認識せざるを得ないというふうに思います。

そこで、空き家バンクも含め、空き家も含め、再度このことについてお伺いしますが、現在の空き家バンク、少ないんですけれども、移住に結びつくような内容で登録されている空き家なのか。なおかつ、件数が少ないんですけれども、そちらをリフォームないしリノベーションをして、相談者、利用者のニーズに応えようとする取組はあるのかをお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 空き家バンクに登録されている物件、少ないという答弁が村長からされたと思うのですが、実際に固定資産税の課税通知書を、送るときに空き家バンクの案内も封入していつているという状況です。なので、知らないということはないのかなとは思いたいのですが、まだまだ少ないというのが実情です。我々としても、積極的に登録していただけるように働きかけを行いたいと思っております。集落支援員を中心にお声がけさせてもらっているところでございます。

また、空き家についてちょっと価値を高めるといえるのか、そういったことができないかというようなご質問だと思うのですが、空き家は個人の資産になっており、個々の物件について、魅力を向上させるためだけに行政が支援していくというのは、今の現状だとかなり難しいということでご理解いただきたいというふうに思っています。

村として、所有者からお借りして、事業で取り組んでいくというようなことであれば可能かとは思いますが、個々の物件に対して価値を高めるようなことは、なかなか難しいとご理解ください。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 佐久間議員の再質問にお答えいたします。

議員のほうから、空き家バンクの登録は認知が低いからだということのおたがしがあったんですが、先ほど答弁させていただいたとおり、100%の方が知っていないという部分で、認知度が低いというところを言われてしまうのであれば確かにそうかもしれませんが、それよりは、やっぱり空き家・空き地の所有者の方が、売却を決断するまでに家族・親族の合意

とか、先祖伝来の土地を手放す覚悟だとか、そちらの方の理由が大きいので、空き家であっても、バンクの登録には至っていないというのが多いというふうに私は認識しております。決して認知度が低いからバンクへの登録が少ないんじゃないじゃなくて、登録したくてもいろいろな課題があつて、なかなかそこまで至っていないというのが実態じゃないかなというふうに、私自身は考えております。

○議長（小針竹千代君） 3番。

○3番（佐久間福男君） 答弁の中でも、今、村長が言われた内容についての背景については認識したところではありますが、実態として数字がなかなか少ないなというふうな印象でしたので、そういったご意見をさせていただきました。

そこで、ここで実際に玉川村に魅力を感じて、移住をして、就農をしたいという方がおりましたので、そちらの方の感想をここで紹介したいというふうに思います。

仮にこちらのほう、Aさんとさせていただきます。

Aさんは県外の方で、本当にいろんなところを回ってきて、玉川村がすごく魅力ある地域だなというところで相談されたと思います。そんな中で、先ほども出ました空き家バンクが全く使えない状態であるという感想をお持ちでした。やはり空き家バンクの利便性を高めるため、貸手や売手となる所有者に、空き家バンクへの登録を促す活動や広報活動をやってみてはどうかといったご意見もいただいたところです。やはり記載されている情報が少ないと魅力も伝わらない、というふうなところでした。

全体的にAさんの感想は、玉川村をいろいろ見てきて、知り合った方々の温かい人柄、景色がとても気に入りましたと。ただ、断念してしまったんですけれども、Aさんは移住して、まず住まい、農業がしたいと。作業場、土地もお借りしたいというふうな希望があったものですから、なかなかそこに合うものが玉川では見つからなかったというところで断念せざるを得なかったと。「すごく残念でした」というところでした。そういった中でも、先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり魅力づくりとそういった発信、そういうのが今後の課題なんだろうなというふうに感じました。

続けて、4点目の再質問をさせていただきます。

まず初めに、質問の冒頭にある「すがまプラザ住宅エリアの分譲区画の購入状況を踏まえて」というところで、昨日の全協の場でも詳しく今後の取組についての説明がございました。

そんな中で、企画課長のほうからは、33区画のうちの今現在13、残り20区画ありますよと。今の現状、問合せ等々を踏まえて、この残りの20区画は販売できるだろうという頼もしい説

明があったわけなんですけれども、今後区画を売っていくに当たり、延び延びになれば区画されている分譲地の景観も変わってくるだろうと。夏場になれば草も生えるとかというふうになりまして、余計な維持管理費等にも負担がかかってくる、財政にかかってくるというふうなことが懸念されますけれども、この件についてはどのように考えているかお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 佐久間議員の再質問にお答えをいたします。

主質問の中では、「すがまプラザ住宅エリアの分譲区画の購入状況を踏まえ」ということでありまして、プラザ自体の質問の部分ではないというふうに私自身は考えておりますので、この部分につきまして主質問との関連性が少ないんですが、別途個別に説明させていただくということで、調整はしていただけないのでしょうか。

○議長（小針竹千代君） ただいまの質問に関しては通告外になりますので、質問を変えてください。

3 番。

○3 番（佐久間福男君） ただいまの再質問の趣旨は、住宅エリア分譲区画につきましては、移住・定住の当初受皿整備というところの認識だったものですから、ちょっと関連しているかなというところで質問させていただきました。

4 点目の答弁の中で、様々な今後の取組というところで答弁をいただいたわけですが、新規事業、今回新しくアドバイザー事業でしたりとか、マネジャー事業のほうも取り組んでいきますよというふうな答弁がありましたけれども、次年度、令和 8 年度の成果目標というものなどが今現在ありましたらばお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 成果目標という点では、それぞれこれからつくっていくという形です。

というのも、定量的な目標を定めるべきなのか、定性的な目標を定めるべきなのかというところもありますので、定量的な目標だとすごく分かりやすいんですが、相談件数が何件あって、移住者が何件あってという目標を立てるべきなのかという議論もまだありますので、そういった形でご理解いただきたいというふうに存じます。

○議長（小針竹千代君） 3 番。

○3 番（佐久間福男君） 今回の次年度の新規事業におかれましては、一定の額がかかってい

るかと思しますので、効果的な成果を期待するところであります。そういった取組が、今後多くの皆さんに選んでもらえる村づくりにつながっていくのかなというふうにも考えます。

移住定住をする決め手の選択肢として、ごみステーションで地域のモラルが分かるから住もうという決め手の、チェックポイントの1つになっているというのはご存じかと思いますが、須釜村長よりは、12月の定例会並びに今定例会の令和8年度の施政方針の中でも述べられております、「循環型社会の構築についての3Rの推進と併せ、ごみの適正処理、処分について重要な環境施策であり、住民が利用しやすいごみステーションの整備が必要」と述べられております。ぜひこちらのほう、早期実現に向け取り組んでいただければなというふう
に考えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、3番、佐久間福男議員の一般質問を終わります。

先ほど、答弁保留となっておりました、6番、大羅議員の一般質問に対する追加答弁があります。

総務課長。

○総務課長（塩田 敦君） 先ほどの大羅議員の一般質問の中で、後ほど答弁させていただきますと言った項目について、ご説明を申し上げます。

まず、新たに追加しました返礼品について申し上げます。令和6年10月に、にじのきらめきと天のつぶ。また、令和7年1月に、乙な駅たまかわ内のOZ THE BAKERYでのクーポン券というようなことで申し上げさせていただきました。

こちらの月日につきましては、返礼品として総務省に届出をして認可された日でございます。その後に、それぞれのポータルサイト上のほうにアップをさせていただいているという
ような状況でございまして、天のつぶとにじのきらめきについては、既にポータルサイトの
ほうに載っておりますが、OZ THE BAKERYのクーポン券につきましては、今後
載せていくというような予定でございました。

○議長（小針竹千代君） 追加答弁は以上のとおりです。

◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2時58分)